

内閣府委託調査

我が国における社会的企業の 活動規模に関する調査

報告書

平成 27 年 3 月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

<目 次>

第 I 章 本調査の目的・内容・結果概要.....	1
1. 調査の目的	1
2. 社会的企業の経済規模	1
3. 英国内閣府の基準による日本と英国の比較	3
謝辞.....	3
第 II 章 社会的企業の定義・範囲.....	4
1. 本調査における社会的企業の定義	4
2. 類似推計における社会的企業等の定義.....	6
第 III 章 アンケート調査対象・サンプリング・調査状況	9
1. 社会的企業足りえる事業所数	9
2. 法人形態別の推計方法およびアンケート調査抽出数	9
3. アンケート調査の概要	13
4. 組織形態別の社会的企業割合（営利法人・社団法人・財団法人）	14
5. 特定非営利活動法人の社会的企業割合	21
第 IV 章 社会的企業の規模推計	23
1. 推計方法・結果	23
2. 英国調査との比較	39
参考文献一覧	47
付論 1 アンケート調査結果	48
付論 2 社会的企業の基準を厳しくした場合の推計結果	61
付論 3 アンケート回答企業の基本的な属性の差異（サンプルセレクションバイアス）の検討	63
1. 一般社団法人.....	63
2. 一般財団法人.....	65
3. 公益社団法人.....	67
4. 公益財団法人.....	69
5. 営利法人.....	71
6. ウェイトバック推計について	73
アンケート調査票	

第Ⅰ章 本調査の目的・内容・結果概要

1. 調査の目的

平成 27 年 3 月に公表された内閣府の「共助社会づくり懇談会」の報告書「共助社会づくりの推進について～新たな『つながり』の構築を目指して～」で示されているように、共助社会の担い手として、ソーシャルビジネスは、新たな需要、雇用、資金循環を生み出すなど、地域の活性化において重要な役割を果たしており、今後一層の成長促進と自立・発展が期待されている。

そこで本調査では、調査時点（平成 26 年）での我が国の社会的企業が経済全体に占める規模について推計を行っている。これまでも、社会的企業の市場規模については、経済産業省をはじめ、様々なところで、推計が試みられてきたものの、社会的企業の範囲や定義が異なることもあり、大きな差異が生じている。そのため、本調査では、諸外国での定義やこれまでの各種推計の定義を踏まえた上で、社会的企業に該当するための 7 つの要件を再整理している。今後も、定期的に、本定義に基づく調査を実施し、我が国の社会的企業が経済全体に占める規模について調査することとしたい。

2. 社会的企業の経済規模

我が国における社会的企業の数 は 20.5 万社（11.8%¹）、社会的企業の付加価値額は 16.0 兆円（対 GDP 比 3.3%）、有給職員数は 577.6 万人。さらに、社会的企業の社会的事業による収益は 10.4 兆円（17.1%²）。

	企業数 (万社)	付加価値額 ³ (兆円)	有給職員数 (万人)
社会的企業	20.5	16.0	577.6
対経済全体 ⁴	11.8%	3.3%	10.3%

¹ 本調査の母集団数 174.6 万社に占める割合。詳しくは報告書 25 ページ参照。

² 社会的企業の事業収益のマクロ推計 60.7 兆円に占める割合。

³ 企業の付加価値と GDP は定義に違いがある点に留意が必要。本調査における付加価値率については報告書 28 ページを参照。

⁴ 社会的企業数は 1 の通り。それ以外は、国民経済計算（GDP・従業者数）に占める割合。

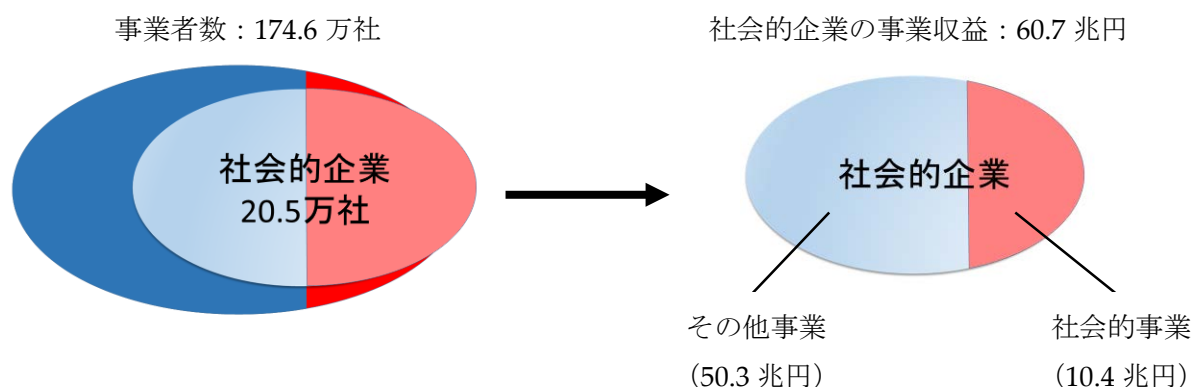
○社会的企業（社会的課題をビジネスを通じて解決・改善しようとする活動を行う事業者）の活動規模について、以下の調査を用いて推計をおこなった。

- ・調査対象：中小企業、社団法人・財団法人、特定非営利活動法人
- ・調査方法：中小企業・社団法人・財団法人はアンケート調査（抽出数：10,060（回収数：1,932））、特定非営利活動法人「平成 25 年度特定非営利活動法人に関する実態調査」（抽出数：47,303（回収数 13,130））を利用。

○社会的企業の条件は以下の 7 つ（全て満たすもの）とした。⁵

- ①「ビジネスを通じた社会的課題の解決・改善」に取り組んでいる
- ②事業の主目的は、利益の追求ではなく、社会的課題の解決である
- ③利益は出資や株主への配当ではなく主として事業に再投資する（営利法人のみの条件）
- ④利潤のうち出資者・株主に配当される割合が 50%以下である（営利法人のみの条件）
- ⑤事業収益の合計は収益全体の 50%以上である
- ⑥事業収益のうち公的保険（医療・介護等）からの収益は 50%以下である
- ⑦事業収益（補助金・会費・寄附以外の収益）のうち行政からの委託事業収益は 50%以下である

（参考）社会的企業と社会的事業のイメージ
（事業収益ベース）



⁵ 特定非営利活動法人については、①及び②について、全ての法人が満たしているものとした。

3. 英国内閣府の基準による日本と英国の比較

経済全体に占める社会的企業の割合は日本が 11.7%、英国は 14.4%。職員数・従業員数の割合では、日本が 13.2%、英国は 7.1%。日本の社会的企業の経済規模は、企業数や GDP といった点から英国よりもやや小さいものの、雇用に対する影響力では英国よりも大きいと考えられる。

		企業数	事業収益	付加価値額	有給職員数
日本	対中小企業全体	11.8%	13.4%	14.1%	23.3%
	対企業全体・ 経済全体	11.7%	4.4%	3.2%	13.2%
英国	対中小企業全体	14.4%	11.2%	11.4%	10.8%
	対企業全体・ 経済全体	14.4%	4.9%	3.3%	7.1%

○調査対象：中小企業（英国では、Small and Medium-sized Enterprises）

○英国内閣府⁶による社会的企業の条件は以下の 6 つ（全て満たすもの）。

- ①「ビジネスを通じた社会的課題の解決・改善」に取り組んでいる
- ②事業の主目的は、利益の追求ではなく、社会的課題の解決である
- ③利益は出資や株主への配当ではなく主として事業に再投資する
- ④利潤のうち出資者・株主に配当される割合が 50%以下である
- ⑤事業収益の合計は収益全体の 25%以上である
- ⑥会費・寄附金・国や自治体等からの補助金の合計は収益全体の 75%以下である

謝辞

今回の調査にあたっては、山内直人氏（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）及び立福家徳氏（内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（市民活動促進担当）付政策企画専門職）に貴重なコメントを多くいただいた。ここに記して謝意を表したい。

なお、本報告書は内閣府委託調査「共助社会づくりの担い手の活動規模調査」の調査・研究成果である。

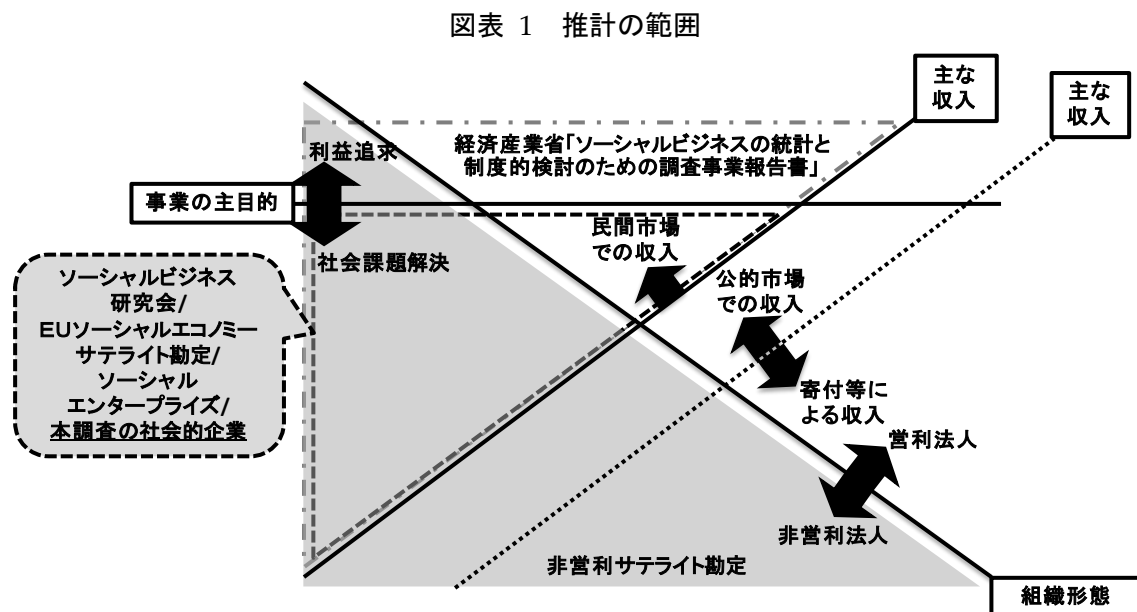
⁶ 英国における調査の概要及び結果は、Cabinet Office (2013) “Social Enterprise: Market Trends” に詳しい。

第Ⅱ章 社会的企業の定義・範囲

1. 本調査における社会的企業の定義

本調査では、社会的企業を、「社会的課題をビジネスを通して解決・改善しようとする活動を行う事業者」と定義する。具体的には以下の基準に基づいて判定する。社会的企業を定義するにあたって、①組織形態、②主な収入（財やサービスの提供（ビジネス）によって社会的課題を解決しようとしているかどうか）、③事業の主目的（組織の主目的が社会課題の解決なのかどうか）から、既存の類似推計の範囲を含めて整理したものが図表 1 である。

今回の推計対象は、組織形態は営利か非営利かを問わず、民間市場から主な収入を得ていて、事業の主目的が社会課題の解決である事業者であるため、太点線で囲んだ吹き出し部分となる。



上記図表の太点線の範囲を、より詳細な条件として整理したものが次の表である。①が社会的事業をそもそも実施しているかどうか、②～④が「事業の主目的」に関する条件、⑤～⑦は「主な収入」に関する条件である。非営利法人については、③・④は満たされていると仮定する。

図表 2 社会的企業の条件

	類型	条件	基準・アンケート設問
①	社会的 事業の 実施	「ビジネスを通じた社会的課題 の解決・改善」に取り組んでいる	問2で「1. 取り組んでいる」と回答し た事業者
②	事業の 主目的	事業の主目的は、利益の追求で はなく、社会的課題の解決である	問3で「1. とてもよく当てはまる」お よび「2. 当てはまる」と回答した事業 者
③		利益は、出資や株主への配当で はなく、主として事業に再投資 する (営利法人のみの条件)	問5で「1. とてもよく当てはまる」お よび「2. 当てはまる」と回答した事業 者
④		利潤のうち出資者・株主に配当 される割合が一定以下である (営利法人のみの条件)	問6で50%未満とした事業者
⑤	主な 収入	事業収益の合計は収益全体の一定 割合以上である	問7で「事業収益／収益合計」が50%以 上の事業者 (財団法人でその他収益(財産所得)が 大きい場合を加味してこうした基準を採用)
⑥		事業収益のうち、公的保険(医 療・介護等)からの収益は一定割 合以下である	問7で「公的保険サービス(医療・介護 等)からの収益／事業収益」が50%以下 の事業者
⑦		事業収益(補助金・会費・寄附 以外の収益)のうち、行政からの 委託事業収益は一定割合以下で ある	問7で「うち行政からの委託事業収益／ 事業収益」が50%以下の事業者

2. 類似推計における社会的企業等の定義

(1) EU「ソーシャルエコノミーサテライト勘定」

EU では、ソーシャルエコノミーサテライト勘定（SNA に準拠する形でソーシャルビジネスの経済規模等を推計するための勘定、以下ソーシャルエコノミーサテライト）のハンドブック（CIRIEC（2006）“Manual for Drawing up the Satellite Accounts of Companies in the Social Economy: Co-operatives and Mutual Societies”）を作成している。ソーシャルエコノミーサテライトにおけるソーシャルエコノミーの定義は以下の通りだが、ビジネスを通じて社会的課題に取り組んでおり、民主的な意思決定システムを有している民間組織がその対象となる。

【EU におけるソーシャルエコノミーの定義】

民間組織で、公的に組織された企業（enterprises）で、自己統治的で、メンバーシップの自由を持っており、財・サービスの生産によって市場経済を通じてメンバーにニーズを充足し、意思決定権や利益分配権は、拠出している資本の量や利用料に依存せず、メンバーがすべて 1 票を持ち、もしくはすべてのイベントが民主的・一般参加型に行われる。

ソーシャルエコノミーの条件をより詳細に書き出したものが、以下の「ソーシャルエコノミーが有する共通の特徴」である。

【ソーシャルエコノミーが有する共通の特徴】

- a. ソーシャルエコノミーは民間組織であり、公的部門の一部ではなく、公的部門のコントロール下にはない。
- b. 公式に組織されており、通常、法人格を有している。
- c. 自己統治権を有している。
- d. メンバーシップの自由を有している。言い換えると、メンバーシップへの参加を強制されない。
- e. 利益や剰余金の分配は、資本金の拠出額や支払った料金には比例しない。
- f. ソーシャルエコノミーは個人・家計・家族のニーズの充足を目指しており、資本の組織ではなく人々の組織である。ソーシャルエコノミーは資本その他の資金源を活用するが、資本のために活動をするのではない。
- g. ソーシャルエコノミーは民主的な組織を有している。

なお、セルビアでは EU のソーシャルエコノミーサテライト勘定ハンドブックに即した形で、自国のソーシャルエコノミーの経済規模を推計している。

(2) 英国「ソーシャルエンタープライズ」

英国内閣府は、「ソーシャルエンタープライズ」の規模を調査している⁷。規模推計は、ビジネス・イノベーション・職業企業省 (BIS: Department for Business, Innovation and Skills) が隔年で実施している Small Business Surveys に基づいて行われている。2012 年調査では、電話インタビューによって 5,723 企業の回答を得ている⁸。英国内閣府は、以下の基準を満たす中小企業者をソーシャルエンタープライズ (SE) に分類している。

- ① 事業者が自らを SE だと認識している
- ② 所有者や株主に支払う配当は利益の 50%以下である
- ③ 補助金や寄附からの収入は 75%以下である
- ④ (従って) 事業 (trading) からの収入が 25%以上である
- ⑤ 「社会課題・環境問題解決が事業の主たる目的であり、利益は主として所有者・株主への配当ではなく、事業やコミュニティに再投資される」という設問に対して、「とてもよく当てはまる (very good fit)」「(もしくは)「当てはまる (good fit)」と回答した事業者⁹

以上の基準に基づいて SE の規模を推計したものが図表 3 である。上述の⑤については、「とてもよく当てはまる」という事業者のみを SE とした推計と、「当てはまる」という事業者までを SE とした推計が行われている。事業者数でみると、前者では中小企業の約 6% 程度が SE であり、後者の基準では約 14%が SE となる。

図表 3 SE の規模

	中小企業全体	SE事業者	
		「とてもよく 当てはまる」 基準	「当てはまる」 基準
事業者数	4,787,650	283,500	688,200
雇用をしている事業者数	1,230,395	70,000	179,500
従業者数	-	723,200	1,532,700
売上高(百万£)	-	54,900	162,800

(出所) Cabinet Office (2013) "Social Enterprise: Market Trends"

⁷ Cabinet Office (2013) "Social Enterprise: Market Trends"

⁸ 内訳は、イングランドが 3,444、スコットランドが 1,002、ウェールズが 765、北アイルランドが 512。

⁹ 英国では、2つの基準で SE の規模を公表している。

(3) 経済産業省「ソーシャルビジネス研究会」

経済産業省は、2007 年に「ソーシャルビジネス研究会」を組成し、翌 2008 年に「ソーシャルビジネス研究会報告書」を公表している。報告書では、①我が国におけるソーシャルビジネス（SB）の現状、②今後 SB が発展していく上での課題、③これらの課題の解決策を整理している。当該「ソーシャルビジネス研究会」では、社会性、事業性、革新性を満たすものを SB として定義している。

「ソーシャルビジネス研究会」では一般および SB 商品・サービス利用者に対する意識調査（インターネット調査）を行い、SB 商品・サービスの利用額について拡大推計を行うことで SB の市場規模を計測している（需要側からの推計）。推計の結果、日本における SB の市場規模を 2,400 億円と推定している。また、潜在的利用者が新たに SB 商品・サービスを利用した場合、市場規模は 2.2 兆円になるとしている。

(4) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「ソーシャルビジネスの統計と制度的検討のための調査事業報告書」

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングは、2010 年に「ソーシャルビジネスの統計と制度的検討のための調査事業報告書」を公表している。そこでは、事業者に対して「社会的課題をビジネスを通して解決しようとしている」かをアンケート調査で質問し、それに該当する事業者を SB 事業者として定義している。その結果、SB 事業の市場規模は 34～81 兆円という結果を得ている。

(5) 非営利サテライト勘定¹⁰

非営利セクターに関しては、各国政府が作成している国民経済計算体系（SNA）のサテライト勘定の 1 つとして、非営利セクターに関するサテライト勘定を作成することが提唱され、国連がハンドブックを作成している。非営利団体とは、利潤非分配の制約下で活動する団体であり、さらに、財・サービス生産を目的として創設された法的または社会的実体であるとされる。

ハンドブックでは、非営利団体（NPI）の作業上の定義として、以下の 5 つの構成要素を持つ組織を、NPI としている。上述のソーシャルエコノミーアカウントにおけるソーシャルエコノミーの定義と重複が多いことが分かる。

- ① 組織であること
- ② 営利を目的とせず、利益を分配しないこと
- ③ 制度的に政府から独立していること
- ④ 自己統治的であること
- ⑤ 非強制的であること

¹⁰ 非営利サテライト勘定について詳しくは、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「非営利サテライト勘定に関する調査研究 報告書」2006 年 3 月を参照。

第 III 章 アンケート調査対象・サンプリング・調査状況

1. 社会的企業足りえる事業所数

「平成 24 年経済センサス活動調査」では、会社が約 284 万事業所、民間非営利団体が 22.5 万事業所となっている。民間非営利団体のうち、法人に限定すると約 20 万事業所となる。

図表 4 産業別・組織形態別の団体数

産業 コード	産業	事業所数(所)		
		(法人)会社	(法人)会 社以外の 法人	法人でない 団体
A～R	全産業(S公務を除く)	2,839,291	378,732	30,908
820	管理, 補助的経済活動を行う事業所	171	7	0
821	社会教育	910	2,151	343
840	管理, 補助的経済活動を行う事業所	1	6	0
842	健康相談施設	404	599	44
850	管理, 補助的経済活動を行う事業所	162	139	0
851	社会保険事業団体	0	2,302	0
853	児童福祉事業	2,723	18,065	1,613
854	老人福祉・介護事業	32,697	34,750	288
855	障害者福祉事業	752	15,384	244
859	その他の社会保険・社会福祉・介護事業	164	5,112	209
870	管理, 補助的経済活動を行う事業所	0	122	0
872	事業協同組合(他に分類されないもの)	0	1,459	0
931	経済団体	0	16,843	4,130
932	労働団体	0	2,669	2,899
933	学術・文化団体	0	849	138
939	他に分類されない非営利的団体	0	13,709	7,080
94	宗教	0	90,004	1,366
950	管理, 補助的経済活動を行う事業所	4	0	5
951	集会場	535	1,221	783

民間非営利団体

22.5万事業所

(出所) 総務省「平成 24 年度経済センサス活動調査」

2. 法人形態別の推計方法およびアンケート調査抽出数

法人形態別の母集団数、アンケート調査サンプル抽出数、規模推計方法を整理したものが次の表である。本調査において社会的企業の候補とするのは、営利法人(株式会社・有限会社等)、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人とする¹¹。このうち、特定非営利活動法人については、内閣府「平成 25・26 年度 特定非営利活動法人に関する実態調査」において、法人別の収入内訳や従業者数、活動分野について把握可能であるため、アンケート調査の対象からは除外する¹²。そのためアンケート調査の対象は、営利法人、財団法人、社団法人とする。財団法人と社団法人は、それぞれ 2,000 社ずつ抽出する¹³。営利法人は、中小企

¹¹ 今回の推計からは消費生活協同組合は除外した。なお、消費生活協同組合については、厚生労働省「消費生活協同組合(連合会)実態調査」から供給・利用事業事業高や常勤実数について把握可能である。

¹² 特定非営利活動法人の場合、「事業の主目的」に関する条件は満たされているものと仮定する。

¹³ 公益法人 information の公益法人の統計(資料)から、財団法人および社団法人の職員

業基本法上の中小企業を調査対象とする。また三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「ソーシャルビジネスの統計と制度的検討のための調査事業報告書」では、図表 6 で示しているように、社会的企業である割合はサービス業の方が高いため、サービス業を重点的に調査を行う。具体的には、「不動産業」「飲食店、宿泊業」「医療、福祉」「教育、学習支援業」「サービス業（他に分類されないもの、複合サービス業を含む）」「その他産業（製造業等を含む）」から、それぞれ 1,000 社ずつ（実際は予備を含めて 1,010 社ずつ）抽出し、アンケートを実施する。

なお、医療法人や社会福祉法人についても、上記で定義した社会的企業の条件に合致する可能性があるが、前者については収入の大部分が公的保険の範囲内でのサービス供給からもたらされると考えられる点と、非営利サテライト勘定に準拠した推計方法によって規模推計が可能である¹⁴点を踏まえて、アンケート調査の対象からは除外する。後者については収入の大半が政府からの補助金であるため、本調査の推計からは除外する。

具体的なサンプリング方法は以下の通りである。営利法人については、民間企業のデータベースから中小企業基本法上の中小企業を対象に、業種別にランダム抽出を行った。公益財団・公益社団については、公益法人 information「平成 25 年『公益法人に関する概況』」（2013 年）の集計に用いたデータ（リスト）から、ランダムにそれぞれ 1,000 件抽出した。

一般社団法人・一般財団法人については、法人リストは直接的には得られないため、以下の手順で、対象可能性のある団体をリスト化した。

- ・ 制度変更の初期の時点のデータにおいては、将来的に一般社団法人・一般財団法人になりうる対象団体が網羅されていると考え、「平成 22 年度特例民法法人年次報告データ」¹⁵（2010 年度）を基本リストとして利用。その上で、以下の整理を実施。
 - 1）2010 年度データ以降に住所等が変更されている可能性を考慮して、「平成 25 年度特例民法法人年次報告データ」（2013 年度）においても、同名の団体として記載があれば、そちらに住所データを置き換え。
 - 2）1）の置き換えをした上で、上記の公益社団、公益財団に移行した団体を除外。
 - 3）その上で、一般社団法人、一般財団法人それぞれ 1,000 件を抽出。

数、事業目的、事業類型、寄附金額、公益目的事業費用額、公益目的事業収入額等は把握できるため、財団法人および社団法人の活動規模を把握することができる。ただ図表 2 に基づいて社会的企業かどうかを判別することは難しい。

¹⁴ 社会福祉法人は内閣府「民間非営利団体実態調査」の「社会サービス」等に該当する法人から推計している。

¹⁵ 本リストの中には、解散を選択した特例民法法人が含まれることに留意が必要である。

図表 5 法人形態別の母集団数およびサンプル抽出数

法人形態		母集団					サンプル抽出	
		母集団 (社)	常用 雇用者数 (万人)	1社当たり 常用 雇用者数 (人)	母集団の 時期	母集団の 法人数の 出所	サンプル 抽出数 (社)	発送リスト 抽出名簿
中小営利法人合計		1,677,949	2,138	12.7	2012年	平成24年 度「経済セ ンサス活 動調査」 (「平成26 年度中小 企業白書」 による再編 加工)を平 成25年度 「中小企業 実態基本 調査」の従 業員規模 別の母集 団企業数 割合で分 割	6,060	民間企業 データ ベース
合計	不動産業	169,360	56	3.7			1,010	
	飲食店、宿泊業	98,097	162	16.8			1,010	
	医療、福祉	28,077	50	20.5			1,010	
	教育、学習支援業	15,446	25	18.2			1,010	
	サービス業(その他)	788,511	1,074	15.6			1,010	
	その他産業	578,458	771	15.3			1,010	
常勤有給 職員 20人以下	不動産業	149,808						
	飲食店、宿泊業	96,018						
	医療、福祉	24,562						
	教育、学習支援業	13,512						
	サービス業(その他)	689,789						
	その他産業	504,208						
常勤有給 職員 21人以上	不動産業	19,552						
	飲食店、宿泊業	2,079						
	医療、福祉	3,515						
	教育、学習支援業	1,934						
	サービス業(その他)	98,722						
	その他産業	74,250						
社団法人・財団法人		20,729			2014年 (ただし 新規に 設立された 一般法人 は含まない)	内閣府 (2014)「公 益法人制 度改革の 進捗と成果 について」	4,000 1,000 1,000	公益法人 information
合計	公益社団法人	3,967						
	公益財団法人	5,083						
常勤職員 9人以下	公益社団法人	3,025						
	公益財団法人	3,088						
常勤職員 10人以上	公益社団法人	942						
	公益財団法人	1,995						
一般社団法人		7,281					2,000	
一般財団法人		4,398						
特定非営利活動法人		47,541	15	3.1	2014年	内閣府	-	-
合計		1,746,219						

図表 6 SB 事業者割合
(三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
「ソーシャルビジネスの統計と制度的検討のための調査事業報告書」)

業種	母集団数	発送数	有効 回答数	SB事業者数		SB事業者割合	
				合計	自主事業 収入 50%以上	合計	自主事業 収入 50%以上
農・林・漁業	15,318	462	97	21	2	21.6%	2.1%
鉱業	2,144	448	51	4	0	7.8%	0.0%
建設業	490,127	464	83	8	0	9.6%	0.0%
製造業	459,470	464	97	7	1	7.2%	1.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	652	415	156	20	5	12.8%	3.2%
情報通信業	35,713	463	42	7	1	16.7%	2.4%
運輸業	78,819	464	61	6	0	9.8%	0.0%
卸売・小売業	1,121,432	464	54	8	1	14.8%	1.9%
金融・保険業	41,968	463	73	7	3	9.6%	4.1%
不動産業	288,954	464	50	11	2	22.0%	4.0%
飲食店、宿泊業	650,195	464	25	8	0	32.0%	0.0%
医療、福祉	262,854	464	64	24	5	37.5%	7.8%
教育、学習支援業	125,776	464	48	20	6	41.7%	12.5%
複合サービス事業	15,581	462	17	4	1	23.5%	5.9%
サービス業(他に分類されないもの)	886,279	464	126	25	4	19.8%	3.2%
その他	15,318	462	134				
無回答			25				

(出所) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「ソーシャルビジネスの統計と制度的検討のための調査事業報告書」より作成。

(図表注) 発送数や事業者数には営利法人・非営利法人の双方を含む。「SB 事業者数」および「SB 事業者割合」は、アンケート回答者に占めるソーシャルビジネス事業者数・割合である。「自主事業収入 50%以上」は、自主事業収入 50%以上という条件を加えた時のソーシャルビジネス事業者数・割合である。「SB 事業者割合」の「合計」の下線は、20%以上の数値を表しており、「自主事業収入 50%」の下線は 5%以上の数値を表している。

3. アンケート調査の概要

アンケート調査票は2015年1月17日（土）に発送した。回収はインターネットのウェブページへの回答を基本としたが、希望する団体には郵送およびFAXでの回答をお願いした。回収は2015年2月20日（金）で締め切った。

回収状況は以下の通りである。住所不明等による返送分を除くと、営利法人の発送数は5,880通、非営利法人の発送数は3,719通であり、回収数はそれぞれ658通、1,274通である。そのため、営利法人の回収率は11.2%、非営利法人の回収率は34.3%となり、全体の回収率は20.1%となっている。

図表 7 アンケートの回収状況

	発送数	住所不明 等による 返送分	有効 発送数	回収数	回収率
営利法人	6,060	180	5,880	658	11.2%
非営利法人	4,000	281	3,719	1,274	34.3%
合計	10,060	461	9,599	1,932	20.1%

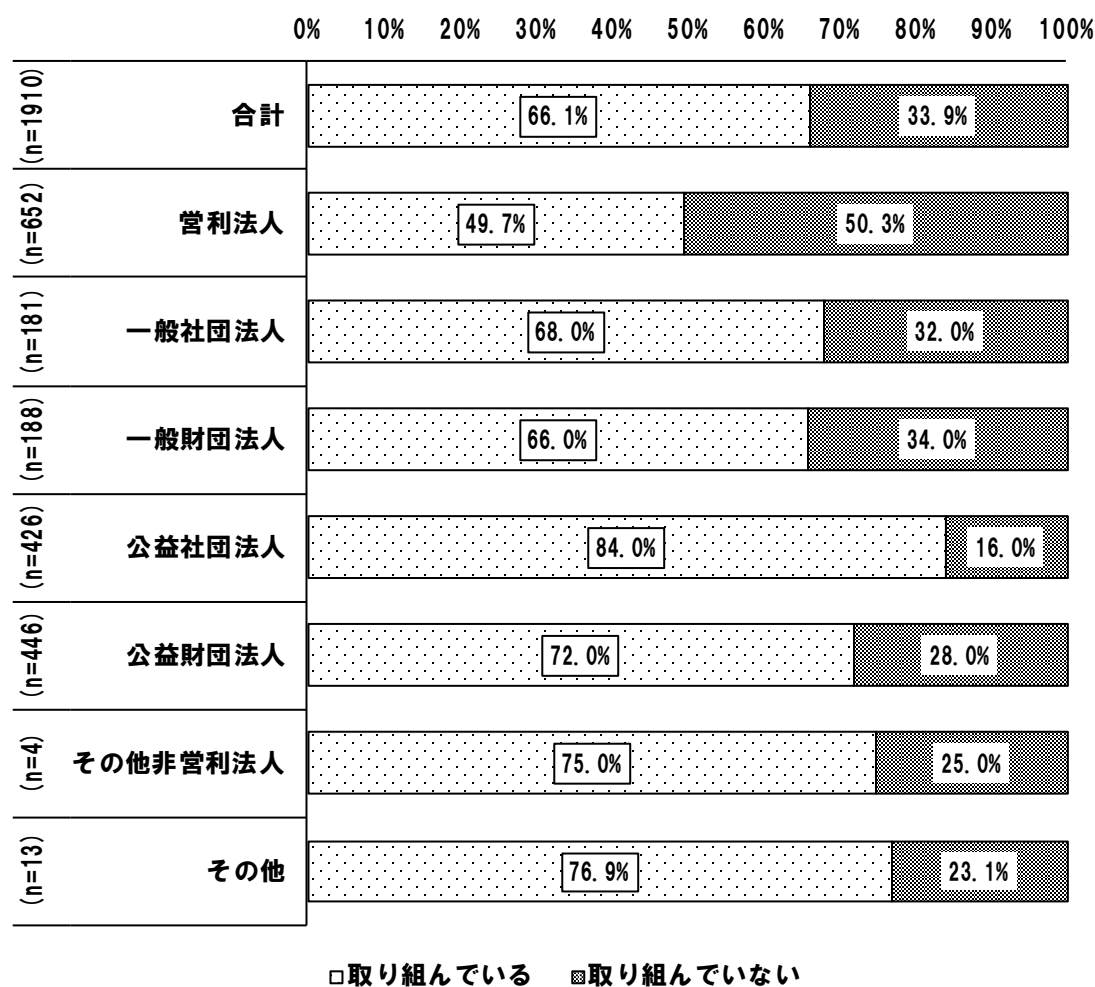
4. 組織形態別の社会的企業割合（営利法人・社団法人・財団法人）

(1) 社会的事業への取組有無

社会的事業への取組有無をみると、営利法人でも約半数（49.7%）の企業が社会的事業に取り組んでいる。

非営利法人については、公益社団法人および公益財団法人で、社会的事業への取組割合がそれぞれ 84.0%、72.0%と高くなっており、特に公益社団法人では高い。一方、一般社団・財団法人については社会的事業への取組割合はそれぞれ 68.0%、66.0%となっている。

図表 8 問2 社会的事業への取組有無

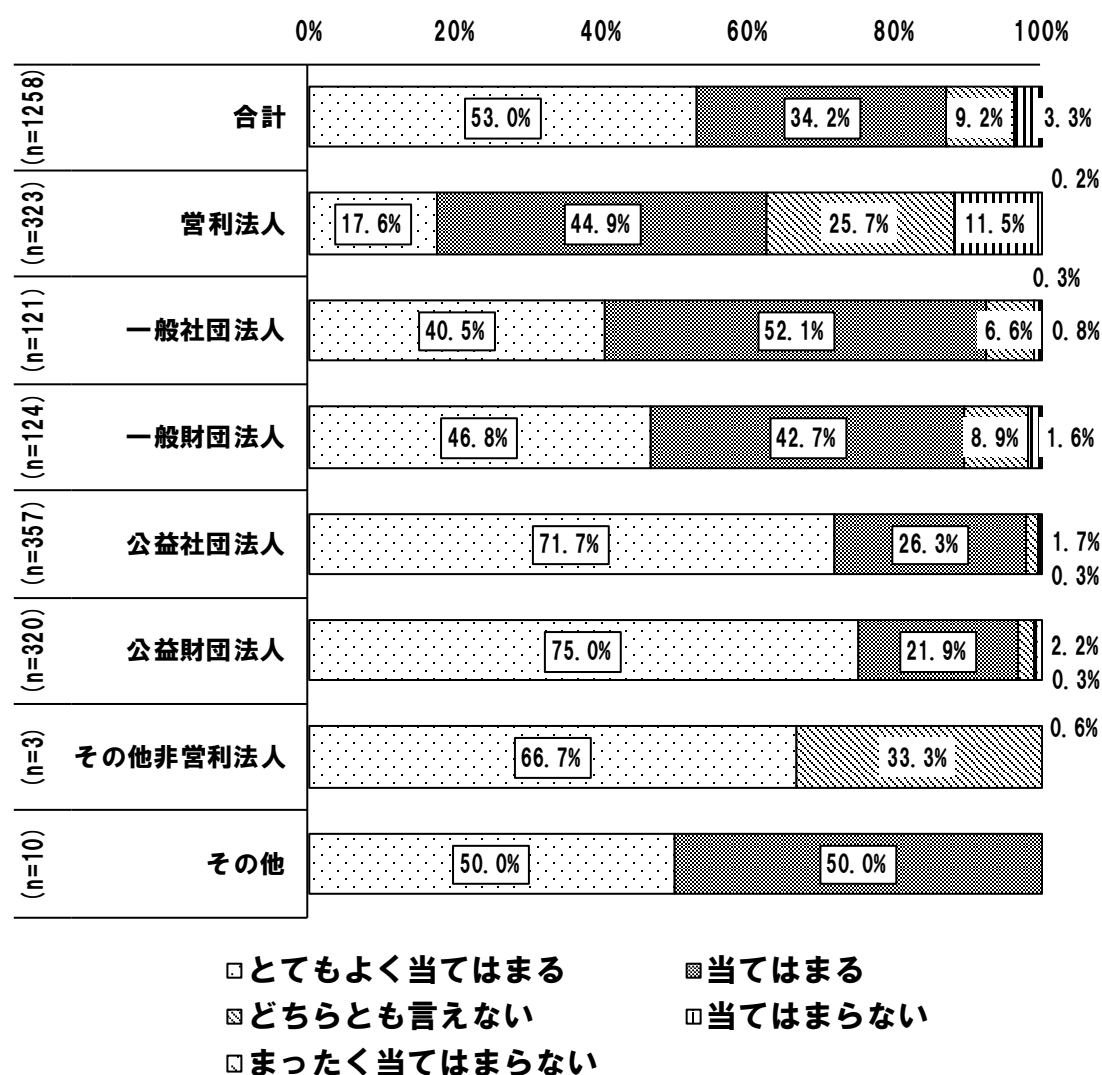


(図表注) グラフ内の囲み数値は、社会的企業に該当する回答を示している。以下同様。

(2) 利益追求よりも社会的課題の解決が主たる事業目的か

利益の追求よりも社会的課題の解決が主たる事業目的かという質問について、「とてもよく当てはまる」および「当てはまる」の合計をみると、営利法人では62.5%（「とてもよく当てはまる」17.6%、「当てはまる」44.9%）となっている。社団法人、財団法人では、一般、公益いずれも割合が高くなっており、特に公益社団法人、財団法人ではそれぞれ98.0%、96.9%となっている。一般社団法人、財団法人ではそれぞれ92.6%、89.5%の事業者が、「とてもよく当てはまる」もしくは「当てはまる」と回答している。

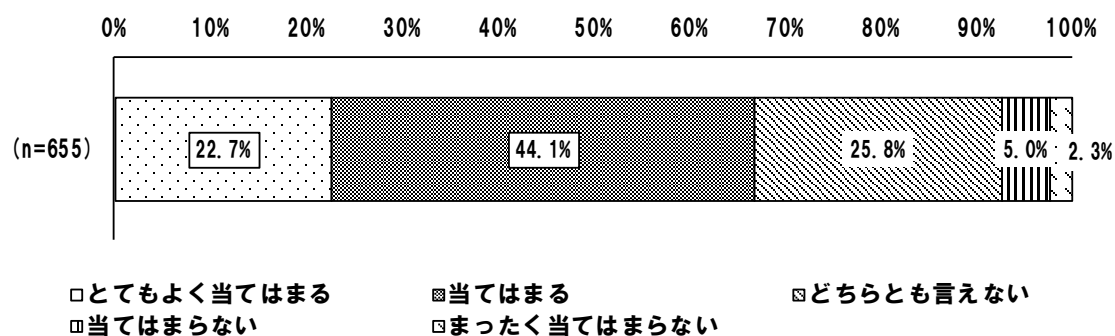
図表 9 問3 利益追求よりも社会的課題の解決が主たる事業目的か



(3) 利益は配当よりも主として事業に再投資するか（営利法人のみ）

営利法人について、「利益は配当よりも主として事業に再投資するか」と尋ねたところ、「とてもよく当てはまる」（22.7%）と「当てはまる」（44.1%）の66.9%だった。およそ3分の2の営利法人は、利益を事業に再投資していることが分かる。

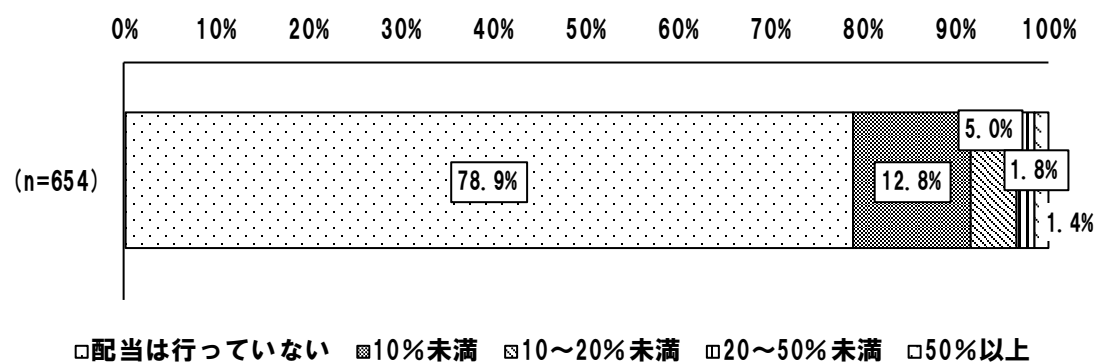
図表 10 問5 利益は配当よりも主として事業に再投資するか（営利法人のみ）



(4) 出資者・株主への配当割合（営利法人のみ）

営利法人について、出資者・株主への配当割合を尋ねると、「配当を行っていない」という回答が78.9%で圧倒的に高くなっている。配当割合50%未満は98.6%に達する。

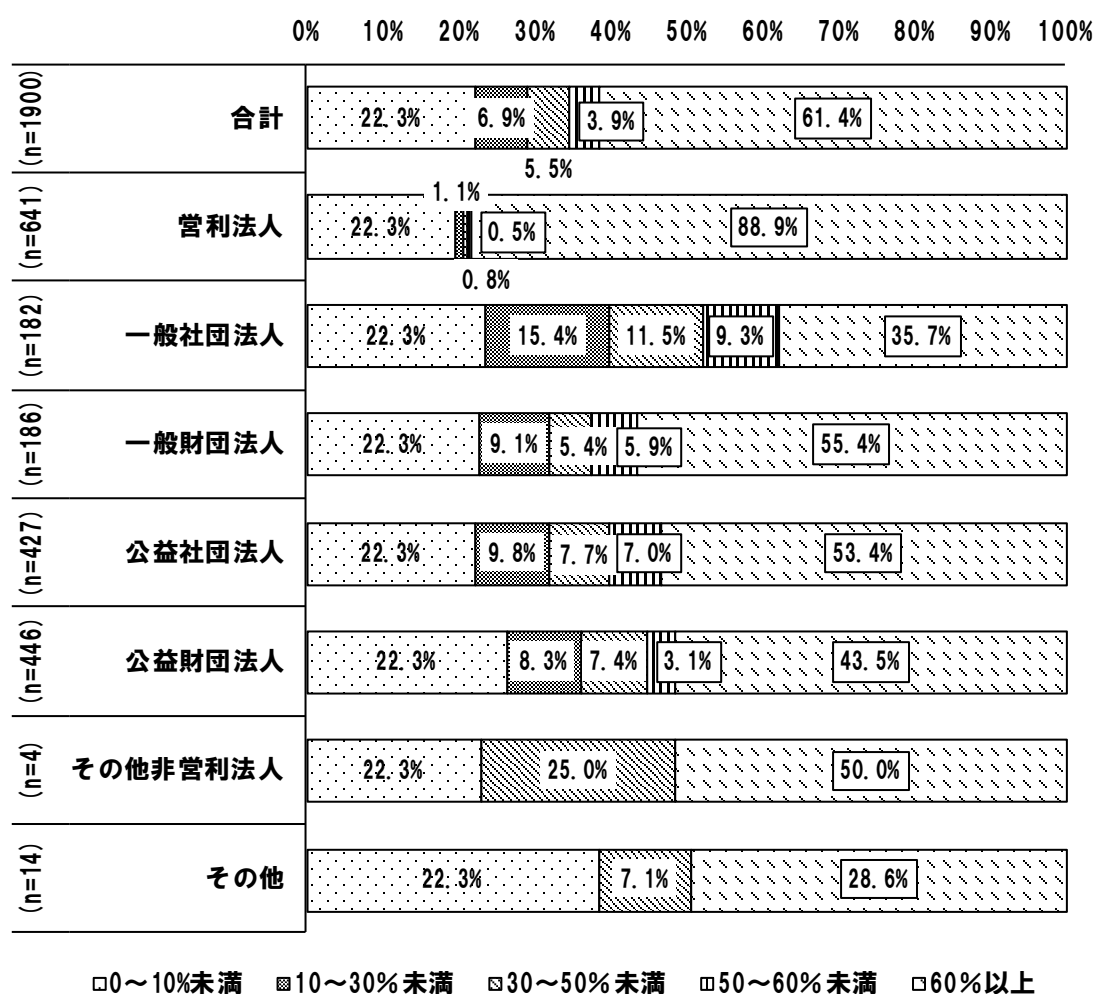
図表 11 問6 出資者・株主への配当割合（営利法人のみ）



(5) 収益全体に占める事業収益の割合

収益全体に占める事業収益の割合を組織形態別にみると、営利法人の場合、50%以上が89.4%に達する。社団法人、財団法人についてみると、一般社団法人：45.1%、一般財団法人：61.3%、公益社団法人：60.4%、公益財団法人：46.6%となっており、一般社団法人、および公益財団法人での割合がやや低いことが分かる。

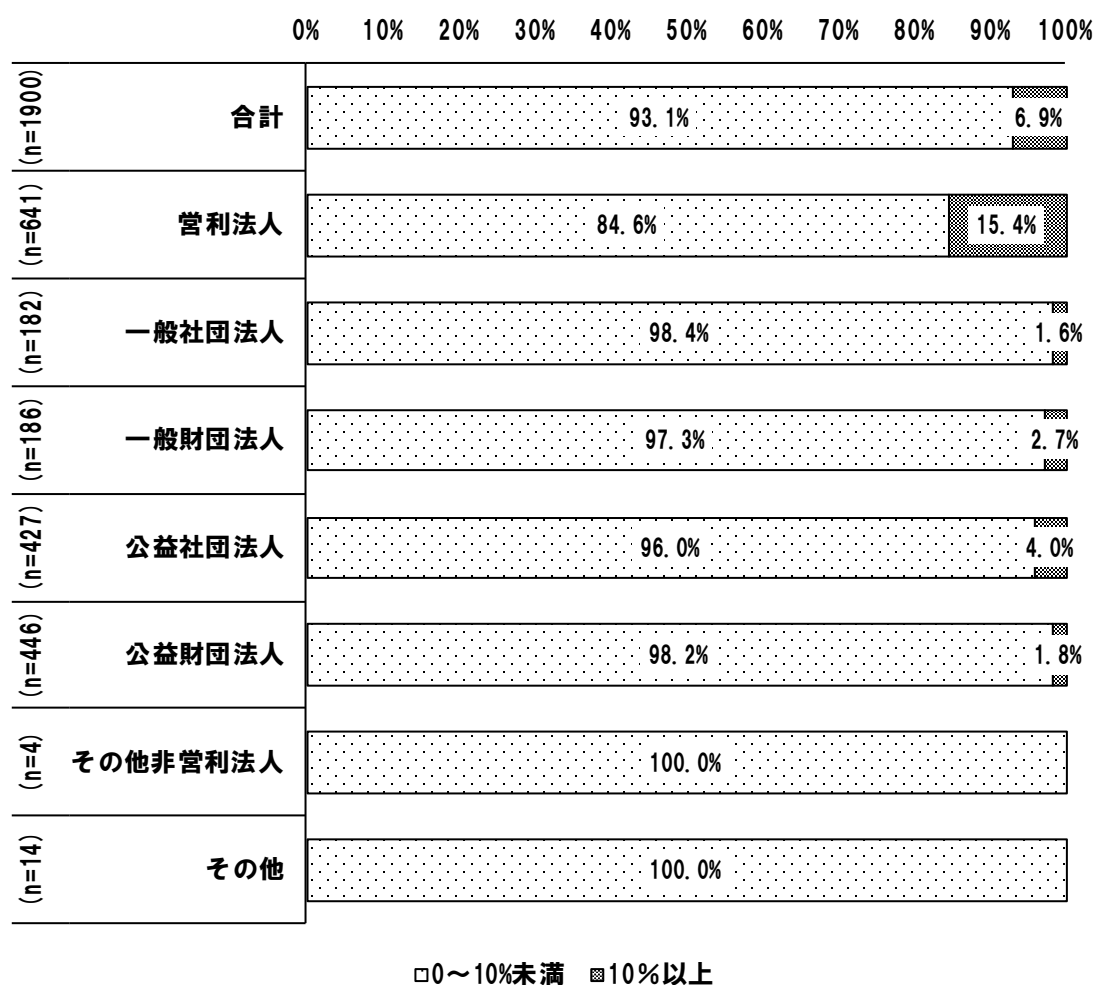
図表 12 問7 収益全体に占める事業収益の割合



(6) 事業収益に占める公的保険からの収益の割合

事業収益に占める公的保険からの収益割合をみると、営利法人は「10%以上」が15.4%となっているが、全体に「10%未満」の事業者が大半を占めている。

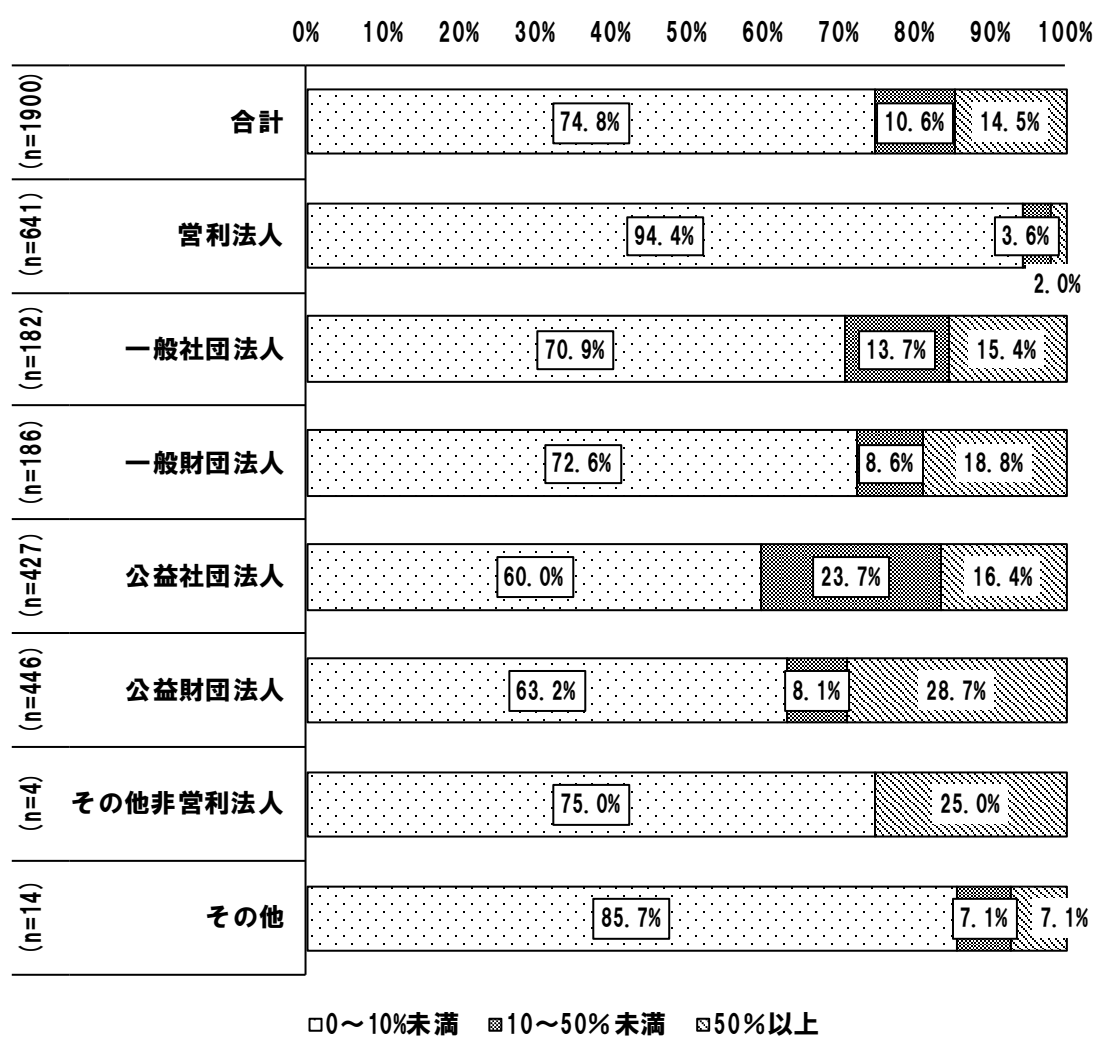
図表 13 問7 事業収益に占める公的保険からの収益の割合



(7) 事業収益に占める行政からの委託事業収益の割合

事業収益に占める行政からの委託事業収益の割合をみると、すべての組織形態で 10%未満という回答が多くなっている。50%未満と回答した事業者の割合をみると、営利法人は 98.0%、一般社団法人は 84.6%、一般財団法人は 81.2%、公益社団法人は 83.6%、公益財団法人は 71.3%となっている。

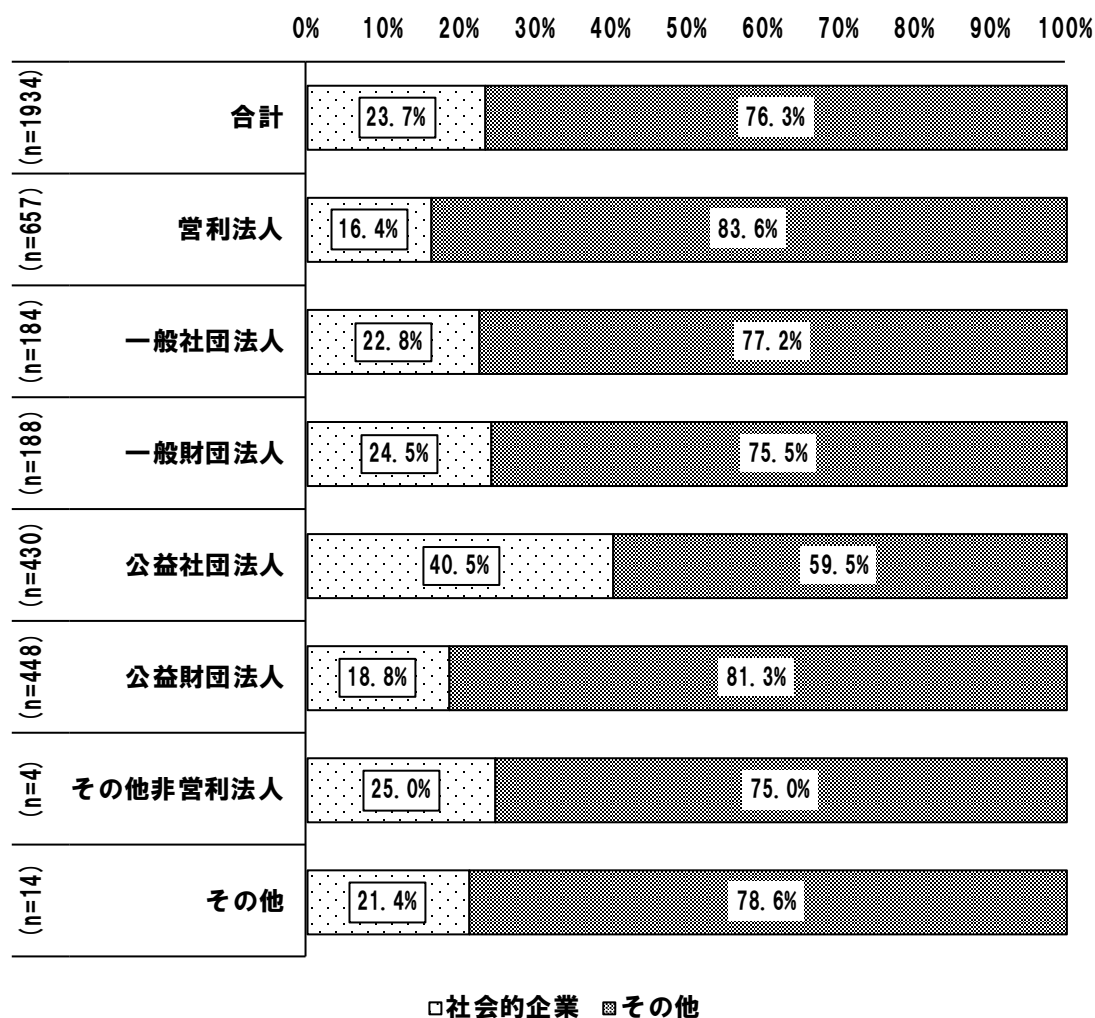
図表 14 問7 事業収益のうち行政からの委託事業収益の割合



(8) 社会的企業の割合

図表 2 で示した社会的企業の条件に従って、組織形態別に社会的企業の割合をみると、営利法人で 16.4%、一般社団法人で 22.8%、一般財団法人で 24.5%、公益社団法人で 40.5%、公益財団法人で 18.8%となっている。

図表 15 社会的企業の割合



5. 特定非営利活動法人の社会的企業割合

内閣府では、「特定非営利活動法人に関する実態調査」を 2013 年度（平成 25 年度調査、平成 24 年度実績）と 2014 年度（平成 26 年度調査、平成 25 年度実績）に実施しており、本調査では、特定非営利活動法人における社会的企業の規模を把握するためのこの調査を使用する。ただし、「特定非営利活動法人に関する実態調査」の最新年である 2014 年度調査はサンプリング調査であり、調査項目も限定されている。例えば収益に占める公的保険からの収入や、行政からの委託事業収益を把握することができない。そのためここでは 2013 年度調査の結果をもとに、社会的企業を特定していく。

社会的企業の条件は図表 2 と同様だが、アンケート調査項目である①および②を「特定非営利活動法人に関する実態調査」で把握することができない。社団法人・財団法人のアンケート調査でも、これらの条件はおおむね満たされていたことを踏まえて、特定非営利活動法人でも①および②の条件はすべて満たされると仮定する。そのため、以下では⑤～⑦の条件から、社会的企業の割合を把握する。

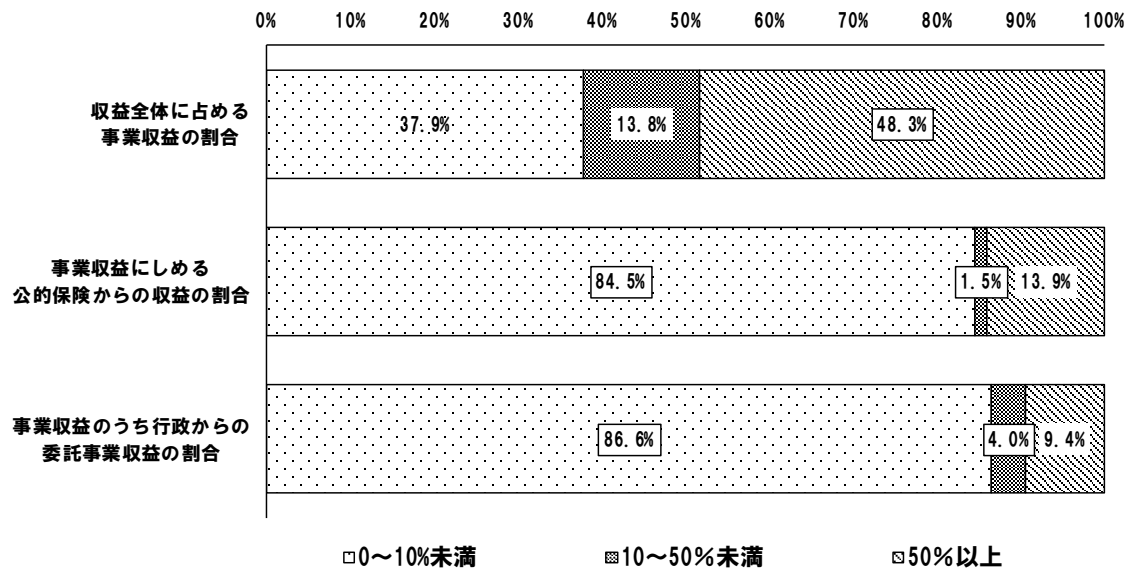
(1) 収益全体に占める事業収益の割合、事業収益に占める公的保険・行政からの委託事業収益の割合

特定非営利活動法人について、収益全体に占める事業収益の割合をみると、事業収益が「10%未満」の法人と、「50%以上」の法人が多くなっており、事業収益があるかどうかは二極化していることが分かる。収益全体に占める事業収益の割合が 50%を超えている法人は、全体の 48.3%となっている。

次に事業収益に占める公的保険からの収益の割合をみると、10%未満が 84.5%ともっとも多くなっている。事業収益に占める公的保険からの収益の割合が 50%を超える法人は、全体の 13.9%である。

最後に、事業収益に占める行政からの委託事業収益の割合をみると、公的保険からの収益割合とほぼ同様になっており、10%未満の企業が全体の 86.6%を占めている。50%を超えている法人は、全体の 9.4%にとどまる。

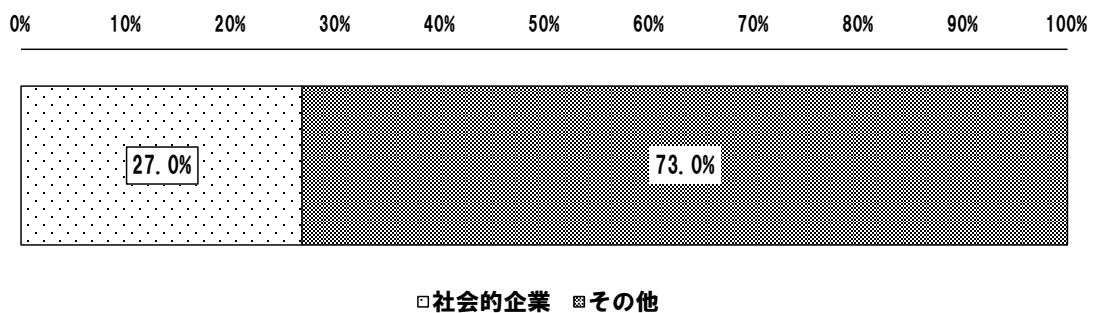
図表 16 収益全体に占める事業収益の割合、
事業収益に占める公的保険・行政からの委託事業収益の割合



(2) 社会的企業の割合

図表 2 で示した社会的企業の条件に従って、特定非営利活動法人の社会的企業の割合をみると、27.0%となる。

図表 17 社会的企業の割合（特定非営利活動法人）



第Ⅳ章 社会的企業の規模推計

1. 推計方法・結果

(1) 回答企業の偏りとウェイトバック推計

今回のアンケート調査は、営利法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人に対して実施した。アンケートの発送は、それぞれの組織形態別の母集団名簿からランダム抽出を行っているが、仮にアンケート無回答事業者と回答事業者の間に何らかの基本的な属性の差異（以下、「バイアス」という）がある場合、集計結果から母集団推定を行う際にもバイアスが反映される事になる。

そこで、アンケート非回答事業者と回答事業者バイアスを検証した。検証の結果は付論3に示した通りだが、平均値の差の検定を行う限りでは、必ずしも多くの変数で統計的に有意な差が確認されるわけではない。しかしながらアンケート回答事業者と非回答事業者の売上・従業員数・資産の分布を比較すると、前者は全体的に大規模であり、分布も統計的に有意に異なっていることが確認された。そこで社会的事業者の規模推計を行うにあたっては、母集団企業の属性に合致するような調整（以下、「ウェイトバック推計」という）を行う。なお特定非営利活動法人については、回答事業者と無回答事業者の差が確認できないため、ウェイトバック推計は行わない。

ウェイトバック推計のイメージを示したものが図表 18 である。ここでは従業員規模別企業数をもとにウェイトバック推計を行うケースを考える。A 列は従業員規模別の母集団企業数であり、B 列は各従業員規模別企業数の全体シェアを表している。C 列は母集団企業に対して実施したアンケート回答企業数であり、D 列はアンケート回答企業の各従業員規模別企業数の全体シェアを示している。母集団企業とアンケート回答企業の従業員規模別のシェアを比較すると、母集団企業では従業員規模 0～10 人が全体の 60%、11～50 人が 20% となっているのに対して、アンケート回答企業ではそれぞれ 51.4%、20.6%となっており、アンケート回答企業では 0～10 人の小規模企業のシェアが小さくなっていることが分かる。こうしたアンケート回答企業の偏りを無視して規模推計を行うと、大規模企業に偏った推計となってしまう。E 列は母集団企業の規模別シェア（B 列）をアンケート回答企業の規模別シェア（D 列）で割ることで調整した値（ウェイトバック値）を計算したものだが、小規模企業に高いウェイトが付され、大規模企業に小さなウェイトが付されている。このウェイトを用いて集計を行う事によって、アンケート回答企業の偏りを補正した推計結果を得る事が出来る。今回の推計では、規模別に集計した結果を、母集団企業数をウェイトとして集計することによって、ウェイトバック推計を行っている。

図表 18 ウェイトバック推計のイメージ：従業員規模別企業数

	A	B	C	D	E
従業員規模	母集団企業数		アンケート回答企業数		ウェイト バック値 (B列/E列)
		%		%	
0～10人	600	60.0	200	51.4	1.167
11～50人	200	20.0	80	20.6	0.973
51～100人	100	10.0	47	12.1	0.828
101～500人	50	5.0	29	7.5	0.671
501～1000人	25	2.5	15	3.9	0.648
1001～5000人	20	2.0	14	3.6	0.556
5001人以上	5	0.5	4	1.0	0.486
合計	1000	100.0	389	100.0	

図表 19 は母集団数およびアンケートサンプル抽出を整理したものである。アンケート回答事業者は母集団企業に比べて全体的に規模が大きいことが確認されたため、中小営利法人および公益社団法人、公益財団法人については、規模別の集計を行う事によって、ウェイトバック推計を行う。一般社団法人および一般財団法人についても、回答事業者は規模が大きい傾向は確認できたが、信頼に足る母集団情報が入手できないため、規模別集計・ウェイトバック推計は行わない。特定非営利活動法人についても一般社団法人、一般財団法人の場合と同様である。規模をより細かく分けたうえでウェイトバック推計を行えば、バイアスを小さくすることは可能だが、細かく分割し過ぎるとアンケート回答事業者数が少なくなり、却って誤差が大きくなってしまうため、いずれの場合も規模は2分割するにとどめた。

中小営利法人の母集団については、「平成 26 年度中小企業白書」において「平成 24 年度経済センサス活動調査」を再編加工し、産業別の中小企業数の計算が行われており、本推計ではその結果を用いる。なお、中小営利法人は全体で約 168 万社と推計されている。ただし「平成 26 年度中小企業白書」では、規模別・産業別の中小営利法人数は掲載されていないため、規模分割には「25 年度中小企業実態基本調査」（平成 24（2012）年度実績値）を用いた。「中小企業実態基本調査」は、中小企業の産業別・従業員規模別の母集団企業数が掲載されているため、そこから計算できる規模別比率（常勤有給職員数 20 人以下と 21 人以上の比率）を、経済センサスの産業別中小企業数に乗じる事によって、産業別・規模別の中小企業数を推計した。なお、「中小企業実態基本調査」では、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」の産業別の数値は掲載されていないため、「サービス業」の数値を用いた。

社団法人・財団法人の母集団団体数は、内閣府（2014）「公益法人制度改革の進捗と成果について」に掲載されている、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人をそれぞれ用いた。なおここで掲載されている法人数は、旧公益法人からの移行分のみであるため、公益法人制度改革後に新たに設立された一般法人は含まれていない点に留意が必要である。公益社団法人および公益財団法人の規模別の法人数については、「平成 25 年公益

法人に関する概況」に掲載されている常勤職員数別の法人数を用いて、規模別比率（常勤職員 9 人以下および 10 人以上）を計算し、内閣府（2014）の法人数に乗じる事で算出した。

なお前述の通り、一般社団法人および一般財団法人、特定非営利活動法人については、規模別の推計は行わない。

図表 19 母集団数・サンプル抽出

法人形態		母集団					サンプル抽出	
		母集団 (社)	常用 雇用者数 (万人)	1社当たり 常用 雇用者数 (人)	母集団の 時期	母集団の 法人数の 出所	サンプル 抽出数 (社)	発送リスト 抽出名簿
中小営利法人合計		1,677,949	2,138	12.7	2012年	平成24年 度「経済セ ンサス活 動調査」 (「平成26 年度中小 企業白書」 による再編 加工)を平 成25年度 「中小企業 実態基本 調査」の従 業員規模 別の母集 団企業数 割合で分 割	6,060	民間企業 データ ベース
合計	不動産業	169,360	56	3.7		1,010		
	飲食店、宿泊業	98,097	162	16.8		1,010		
	医療、福祉	28,077	50	20.5		1,010		
	教育、学習支援業	15,446	25	18.2		1,010		
	サービス業(その他)	788,511	1,074	15.6		1,010		
	その他産業	578,458	771	15.3		1,010		
常勤有給 職員 20人以下	不動産業	149,808						
	飲食店、宿泊業	96,018						
	医療、福祉	24,562						
	教育、学習支援業	13,512						
	サービス業(その他)	689,789						
	その他産業	504,208						
常勤有給 職員 21人以上	不動産業	19,552						
	飲食店、宿泊業	2,079						
	医療、福祉	3,515						
	教育、学習支援業	1,934						
	サービス業(その他)	98,722						
	その他産業	74,250						
社団法人・財団法人		20,729			2014年 (ただし 新規に 設立された 一般法人 は含まない)	内閣府 (2014)「公 益法人制 度改革の 進捗と成果 について」	4,000	公益法人 information
合計	公益社団法人	3,967				1,000		
	公益財団法人	5,083				1,000		
常勤職員 9人以下	公益社団法人	3,025						
	公益財団法人	3,088						
常勤職員 10人以上	公益社団法人	942						
	公益財団法人	1,995						
一般社団法人		7,281					2,000	
一般財団法人		4,398						
特定非営利活動法人		47,541	15	3.1	2014年	内閣府	-	-
合計		1,746,219						

(2) 推計方法の概要

社会的企業の規模推計方法の概要を整理したものが図表 20 である。

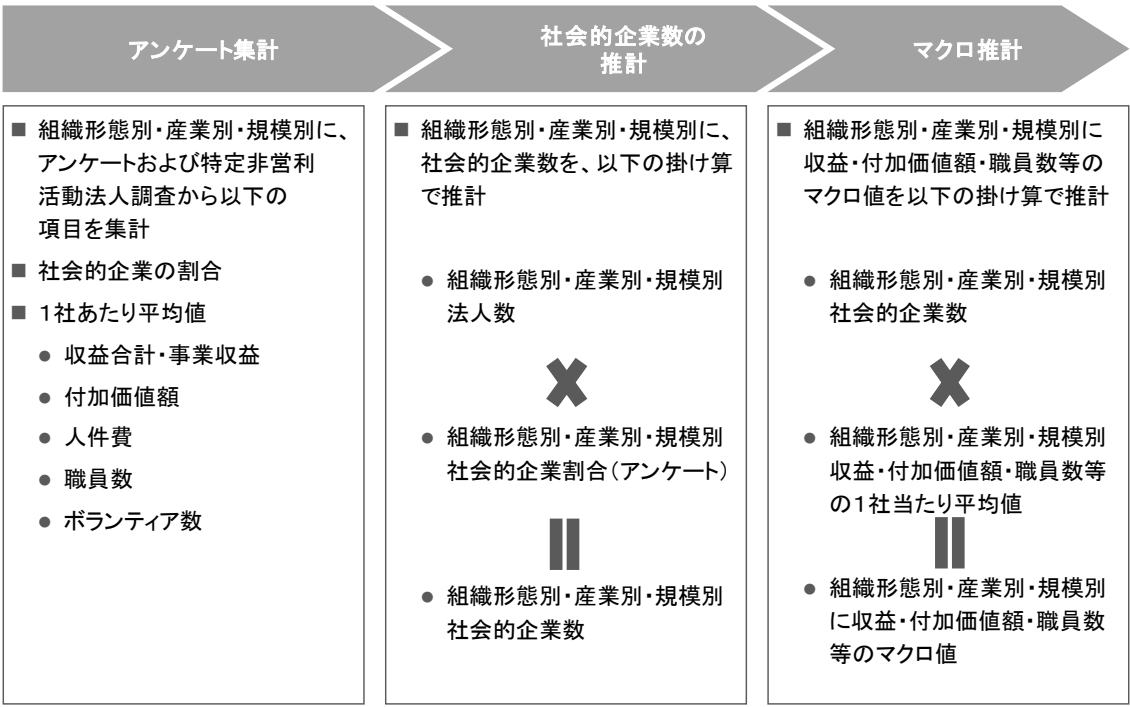
はじめに、アンケートおよび特定非営利活動法人調査から、組織形態別・産業別（中小営利法人のみ）・規模別に社会的企業の割合を算出するとともに、収益合計、事業収益、付加価値額、人件費、職員数、ボランティア数等の 1 社あたりの平均値を計算する。

次に、組織形態別・産業別・規模別の母集団法人数（図表 19）に、アンケートおよび特定非営利活動法人調査から算出された社会的企業割合を乗じる事で、社会的企業数を推計する。

最後に、組織形態別・産業別・規模別の社会的企業数に、アンケートから算出された収益

額、付加価値額、職員数等の1社あたり平均値を乗じることで、それぞれのマクロ値を算出する。このように、組織形態別・産業別・規模別に推計を行ったうえで、マクロ集計値を算出することによって、ウェイトバック推計と同様の結果が得られる事となる。

図表 20 推計方法の概要



(3) アンケート回答結果

アンケート回答結果を整理したものが図表 22 である。図表 22 では平均付加価値額を示している。なお、アンケートや「特定非営利活動法人に関する実態調査」からは付加価値額は把握できないことから、社会的企業の事業収益に図表 21 の付加価値率を乗じることによって付加価値額の推計を行った。中小営利法人の不動産業、飲食店、宿泊業、サービス業、その他産業については、「中小企業実態基本調査」（平成 24（2012）年度実績）の付加価値額を売上高で除すことで、付加価値率を算出した（図表 24）。医療、福祉と教育、学習支援業については「中小企業実態基本調査」からは付加価値率を算出することが出来ない。そこで「平成 24 年経済センサス活動調査」から会社企業の医療、福祉と教育、学習支援業の付加価値を算出して、サービス業との付加価値率の差分を計算した上で、その差分を「中小企業実態基本調査」のサービス業の付加価値率（22.3%）に足すことによって推計した。社団法人、財団法人、特定非営利活動法人については、「平成 24 年経済センサス活動調査」の会社以外の法人の付加価値率を用いた。

図表 21 付加価値率の想定

分類		付加価値率
中小営利法人	不動産業	41.6%
	飲食店、宿泊業	43.6%
	医療、福祉	57.9%
	教育、学習支援業	51.3%
	サービス業	22.3%
	その他産業	27.4%
社団法人・財団法人・特定非営利活動法人		24.3%

（出所）「中小企業実態基本調査」（平成 24 年度実績）および「平成 24 年経済センサス活動調査」より作成。

図表 22 をみると、中小営利法人については、教育、学習支援業や不動産業で社会的企業の割合が高くなっている。1 社あたりの平均値をみると、サービス業（その他）において社会的企業の収益合計が、4 億円を超えており、付加価値額も 1 億円近い高い水準となっている。人件費や有給職員数をみても、サービス業（その他）はそれぞれ 1.7 億円、45.9 人となっている。

公益社団法人の社会的企業の割合は 39.9%であり、1 法人あたりの平均収益は約 2.5 億円、平均付加価値額は約 5,300 万円、平均人件費は約 5,000 万円である。平均の有給職員数は 13.4 人、常勤の有給職員数は 9.4 人である。公益財団法人についてみると、社会的企業の割合は公益社団法人よりも低いものの、収益合計の平均は 13.2 億円と高い水準になっている。事業収益に限定しても 12.5 億円、付加価値額は約 3 億円である。一般社団法人および一般財

団法人の社会的企業割合はそれぞれ 20% 台前半である。収益合計は、一般社団法人が 3.8 億円、一般財団法人が 18.0 億円となっている。

特定非営利活動法人の社会的企業の割合は 27.0% である。1 法人あたりの収益は他の法人と比較すると小さく、平均で 2,900 万円程度、人件費は 1,000 万円程度、有給職員数も 8 名程度にとどまっている。

図表 22 アンケート結果：回答数・1団体当たりの平均値

法人形態		アンケート回答結果									
		アンケート 回収数 (推計に利 用したもの のみ) (社)	社会的 企業数 (社)	社会的 企業の 割合 (%)	社会的 企業の 平均 収益合計 (万円)	社会的 企業の 平均 事業収益 (万円)	社会的 企業の 平均付加 価値額 (万円)	社会的 企業の 平均 人件費 (万円)	社会的 企業の 平均 有給 職員数 (人)	社会的 企業の 平均 常勤有給 職員数 (人)	社会的 企業の 平均 ボラン ティア数 (人)
中小営利法人合計		652	107	11.2%	30,690	30,186	8,008	11,284	29.2	17.6	0.5
合計	不動産業	84	14	16.7%	21,836	19,760	8,213	2,277	9.8	5.4	0.0
	飲食店、宿泊業	71	9	8.1%	10,559	10,487	4,568	4,946	36.9	11.4	0.0
	医療、福祉	160	17	11.0%	9,323	9,004	5,216	4,629	18.1	9.1	0.2
	教育、学習支援業	125	42	33.4%	12,023	11,626	5,964	7,914	24.2	12.5	0.1
	サービス業(その他)	109	12	9.4%	44,013	43,707	9,759	17,348	45.9	23.8	1.2
	その他産業	103	13	11.8%	24,586	24,447	6,702	9,710	19.0	17.3	0.0
	不動産業	74	13	17.6%	20,525	18,402	7,649	1,345	4.2	3.5	0.0
	飲食店、宿泊業	52	4	7.7%	8,044	8,041	3,502	4,386	33.0	9.3	0.0
	医療、福祉	81	9	11.1%	9,254	8,963	5,193	3,698	14.8	6.2	0.1
	教育、学習支援業	81	27	33.3%	9,168	8,741	4,484	6,075	15.7	7.2	0.1
	サービス業(その他)	70	6	8.6%	30,205	29,884	6,672	12,961	18.2	5.2	1.0
	その他産業	71	8	11.3%	17,305	17,262	4,732	3,251	9.5	7.8	0.0
	不動産業	10	1	10.0%	39,488	38,047	15,814	14,829	86.0	31.0	0.0
	飲食店、宿泊業	19	5	26.3%	44,504	43,497	18,945	12,499	89.8	40.6	0.6
	医療、福祉	79	8	10.1%	9,848	9,314	5,396	11,767	43.3	31.4	0.6
	教育、学習支援業	44	15	34.1%	31,528	31,335	16,073	20,477	81.7	48.6	0.0
	サービス業(その他)	39	6	15.4%	97,765	97,518	21,773	34,425	153.8	96.4	2.0
	その他産業	32	5	15.6%	60,237	59,627	16,346	41,338	65.6	64.0	0.0
社団法人・財団法人		1,250	346	32.0%	79,839	74,315	18,066	18,530	41.1	35.6	26.1
合計	公益社団法人	430	174	39.9%	25,683	22,020	5,353	5,013	13.4	9.4	36.9
	公益財団法人	448	84	17.8%	132,535	125,052	30,401	27,291	47.9	37.0	70.2
	常勤職員 9人以下	306	114	37.3%	15,817	13,583	3,302	2,315	5.5	4.6	37.9
	公益財団法人	242	30	12.4%	88,249	85,504	20,786	21,098	4.7	3.8	4.6
	常勤職員 10人以上	124	60	48.4%	50,067	42,870	10,422	11,680	33.1	21.3	34.4
	公益財団法人	206	54	26.2%	164,953	154,001	37,438	31,825	79.6	61.2	118.1
	一般社団法人	184	42	22.8%	37,880	33,422	8,125	14,134	31.7	28.1	7.3
一般財団法人		188	46	24.5%	179,942	171,684	41,737	37,827	90.8	84.3	1.9
特定非営利活動法人		13,130	3,542	27.0%	2,885	2,557	622	992	7.7	3.3	483.7
合計		15,032	3,995	12.7%	30,205	29,583	7,803	10,826	28.1	17.1	31.0

(図表注) 特定非営利活動法人のボランティア数は延べ人数であるため、他の法人とは直接的な比較が出来ない。また、集計された社会的企業の割合については、母集団ベースの推計値である。なお不動産業のアンケート回答企業において、突出して規模の大きな事業者が含まれていたため、集計からは除外している。以下の推計でも同様である。

(4) マクロ推計

社会的企業のマクロ推計結果が図表 23 である。社会的企業数は図表 19 の母集団に図表 22 の社会的企業割合を乗じる事で算出している。社会的企業の収益合計から社会的企業のボランティア数までは、算出した社会的企業数にアンケート結果の 1 団体あたり平均値を乗じる事で計算している。

中小営利法人全体でみると、社会的企業は 18.7 万社であり、社会的企業の収益合計は 57.4 兆円である。中小企業の年間売上高が約 430 兆円である事を踏まえると、約 13%が社会的企業によるものと推計できる。付加価値額は 15.0 兆円となっている。産業別に事業収益をみると、サービス業（その他）が 32.7 兆円と大きくなっており、次いでその他産業の 16.8 兆円、不動産業の 6.2 兆円となっている。有給職員数は 546.2 万人、常勤の有給職員数は 328.7 万人となっている。中小企業の常用雇用者数が 2,000 万人強であるため、約 15%が社会的企業であることとなる。

社団法人・財団法人の社会的企業数は 5,000 社強であり、収益合計は 4.2 兆円、付加価値額は 0.9 兆円となっている。常勤の有給職員数は 18.6 万人と推定される。

特定非営利活動法人については、社会的企業が約 1.3 万社、収益合計が約 4,000 億円、付加価値額は約 1,000 億円である。常勤の有給職員数は 4.3 万人と推定される。

社会的企業のマクロ推計結果を各種のマクロ統計と比較したものが図表 25～図表 27 である。まず、図表 25 は国民経済計算（2013 年度値）と比較したものである。社会的企業の人件費が国民経済計算の賃金・俸給に占める割合は 10.7%となっている。同様に、社会的企業の付加価値額が GDP に占める割合は 3.3%であり、職員数については 10.3%となっている。

次に、図表 26 は「平成 24 年経済センサス活動調査」と比較した結果である。日本全体の売上高の 4.6%が社会的企業によるものであり、人件費および従業者数については、13～14%が社会的企業によるものである。社会的企業の付加価値額のシェアは 6.9%となっている。

図表 27 は、「平成 24 年中小企業実態基本調査」を用いて、中小企業に限定して社会的企業の経済規模を示したものである。社会的企業の売上高が全中小企業に占める割合は 13.0%であり、人件費は 26.5%、付加価値額は 13.4%、従業者数は 22.2%となっている。

図表 23 マクロ推計結果

法人形態		マクロ推計							
		社会的 企業数 (社)	社会的 企業の 収益合計 (兆円)	社会的 企業の 事業収益 (兆円)	付加 価値額 (兆円)	社会的 企業の 人件費 (兆円)	社会的 企業の 有給 職員数 (万人)	社会的 企業の 常勤 有給職員 数 (万人)	社会的 企業の ボラン ティア数 (万人)
中小営利法人合計		187,181	57.4	56.5	15.0	21.1	546.2	328.7	9.1
合計	不動産業	28,273	6.2	5.6	2.3	0.6	27.7	15.2	0.0
	飲食店、宿泊業	7,933	0.8	0.8	0.4	0.4	29.3	9.1	0.0
	医療、福祉	3,085	0.3	0.3	0.2	0.1	5.6	2.8	0.1
	教育、学習支援業	5,163	0.6	0.6	0.3	0.4	12.5	6.4	0.1
	サービス業(その他)	74,313	32.7	32.5	7.3	12.9	341.0	177.0	9.0
	その他産業	68,414	16.8	16.7	4.6	6.6	130.1	118.3	0.0
常勤有給 職員 20人以下	不動産業	26,318	5.4	4.8	2.0	0.4	10.9	9.1	0.0
	飲食店、宿泊業	7,386	0.6	0.6	0.3	0.3	24.4	6.8	0.0
	医療、福祉	2,729	0.3	0.2	0.1	0.1	4.0	1.7	0.0
	教育、学習支援業	4,504	0.4	0.4	0.2	0.3	7.1	3.2	0.1
	サービス業(その他)	59,125	17.9	17.7	3.9	7.7	107.4	30.5	5.9
	その他産業	56,812	9.8	9.8	2.7	1.8	54.0	44.0	0.0
常勤有給 職員 21人以上	不動産業	1,955	0.8	0.7	0.3	0.3	16.8	6.1	0.0
	飲食店、宿泊業	547	0.2	0.2	0.1	0.1	4.9	2.2	0.0
	医療、福祉	356	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	1.1	0.0
	教育、学習支援業	659	0.2	0.2	0.1	0.1	5.4	3.2	0.0
	サービス業(その他)	15,188	14.8	14.8	3.3	5.2	233.6	146.4	3.0
	その他産業	11,602	7.0	6.9	1.9	4.8	76.1	74.3	0.0
社団法人・財団法人		5,227	4.2	3.9	0.9	1.0	21.5	18.6	13.6
合計	公益社団法人	1,583	0.4	0.3	0.1	0.1	2.1	1.5	5.8
	公益財団法人	906	1.2	1.1	0.3	0.2	4.3	3.3	6.4
常勤職員 9人以下	公益社団法人	1,127	0.2	0.2	0.0	0.0	0.6	0.5	4.3
	公益財団法人	383	0.3	0.3	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2
常勤職員 10人以上	公益社団法人	456	0.2	0.2	0.0	0.1	1.5	1.0	1.6
	公益財団法人	523	0.9	0.8	0.2	0.2	4.2	3.2	6.2
一般社団法人		1,662	0.6	0.6	0.1	0.2	5.3	4.7	1.2
一般財団法人		1,076	1.9	1.8	0.4	0.4	9.8	9.1	0.2
特定非営利活動法人		12,825	0.4	0.3	0.1	0.1	9.9	4.3	620.3
合計		205,232	62.0	60.7	16.0	22.2	577.6	351.6	643.0

図表 24 参考：中小企業実態基本調査の結果（平成 24（2012）年度実績）

業種	母集団 企業数 (社)	従業者数 (万人)	売上高 (兆円)	付加価値額 (兆円)	人件費 (兆円)	1社当たり 売上高 (万円)	1社当たり 付加価値額 (万円)	1社当たり 人件費 (万円)	付加価値率 (%)	労働分配率 (%)
不動産業	164,346	88.4	18.1	7.5	3.0	11,015	4,578	1,834	41.6%	40.1%
飲食店、宿泊業	96,510	196.0	10.6	4.6	3.2	11,006	4,793	3,317	43.6%	69.2%
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
サービス業(その他)	719,981	1242.4	233.8	52.2	38.6	32,477	7,251	5,358	22.3%	73.9%
その他産業	560,484	938.0	171.9	47.1	35.0	30,663	8,406	6,250	27.4%	74.4%
合計	1,541,321	2464.7	434.4	111.5	79.8	28,184	7,232	5,179	25.7%	71.6%

図表 25 マクロ統計との比較：国民経済計算（2013 年度）

	人件費・ 賃金俸給 (兆円)	付加 価値額・ GDP (兆円)	職員数・ 雇用者数 (万人)
社会的企業	22.2	16.0	577.6
国民経済計算(2013年度)	207.3	483.1	5,625.9
割合	10.7%	3.3%	10.3%

図表 26 マクロ統計との比較：平成 24 年経済センサス活動調査

	事業収益・ 売上高 (兆円)	人件費 (兆円)	付加 価値額 (兆円)	職員数・ 従業者 (万人)
社会的企業	60.7	22.2	16.0	577.6
H24経済センサス	1,307.8	157.1	233.1	4,341.8
割合	4.6%	14.1%	6.9%	13.3%

(図表注)「平成 24 年経済センサス活動調査」の結果は、会社企業と会社以外の法人の合計値。

図表 27 マクロ統計との比較：平成 24 年中小企業実態基本調査

	事業収益・ 売上高 (兆円)	人件費 (兆円)	付加 価値額 (兆円)	職員数・ 従業者 (万人)
社会的企業：中小営利法人	56.5	21.1	15.0	546.2
H24中小企業実態基本調査	434.4	79.8	111.5	2,464.7
割合	13.0%	26.5%	13.4%	22.2%

(5) 社会的事業からの収益額

アンケートの問8において、収益合計に占める社会的事業からの収益を質問しているが、各選択肢の中央値を収益合計に乗じる事で、社会的事業からの収益額を抽出した結果が図表 28 である。

社会的企業の事業収益の合計は 60.7 兆円だが、社会的企業の社会的事業収益のみを抽出すると 10.4 兆円となる。なお、特定非営利活動法人に対してはアンケートを実施していないため、社会的事業に限定した収益額は不明である。

図表 28 社会的事業からの収益額

法人形態		社会的 事業から の 収益 (万円) (1社 当たり)	社会的 事業から の 収益 (兆円) (マクロ)
中小営利法人合計		4,498	8.4
合計	不動産業	1,713	0.5
	飲食店, 宿泊業	2,040	0.2
	医療, 福祉	5,337	0.2
	教育, 学習支援業	4,452	0.2
	サービス業(その他)	2,433	1.8
	その他産業	8,142	5.6
常勤有給 職員 20人以下	不動産業	1,840	0.5
	飲食店, 宿泊業	1,198	0.1
	医療, 福祉	5,459	0.1
	教育, 学習支援業	2,773	0.1
	サービス業(その他)	1,516	0.9
	その他産業	1,844	1.0
常勤有給 職員 21人以上	不動産業	0	0.0
	飲食店, 宿泊業	13,409	0.1
	医療, 福祉	4,396	0.0
	教育, 学習支援業	15,923	0.1
	サービス業(その他)	6,007	0.9
	その他産業	38,985	4.5
社団法人・財団法人		38,367	2.0
合計	公益社団法人	17,713	0.3
	公益財団法人	102,654	0.9
常勤職員 9人以下	公益社団法人	10,951	0.1
	公益財団法人	69,813	0.3
常勤職員 10人以上	公益社団法人	34,426	0.2
	公益財団法人	126,694	0.7
一般社団法人		24,895	0.4
一般財団法人		35,440	0.4
特定非営利活動法人			
合計		5,079	10.4

(6) 主活動分野別の推計

次に、主活動分野別の推計を行うが、その前にウェイトバック値の計算手順について記載する。ウェイトバック値を示したのが図表 29 である。ウェイトバック値は、マクロの社会的企業の割合を、アンケートおよび「特定非営利活動法人に関する実態調査」で社会的企業に該当した企業数の割合で除した値である。

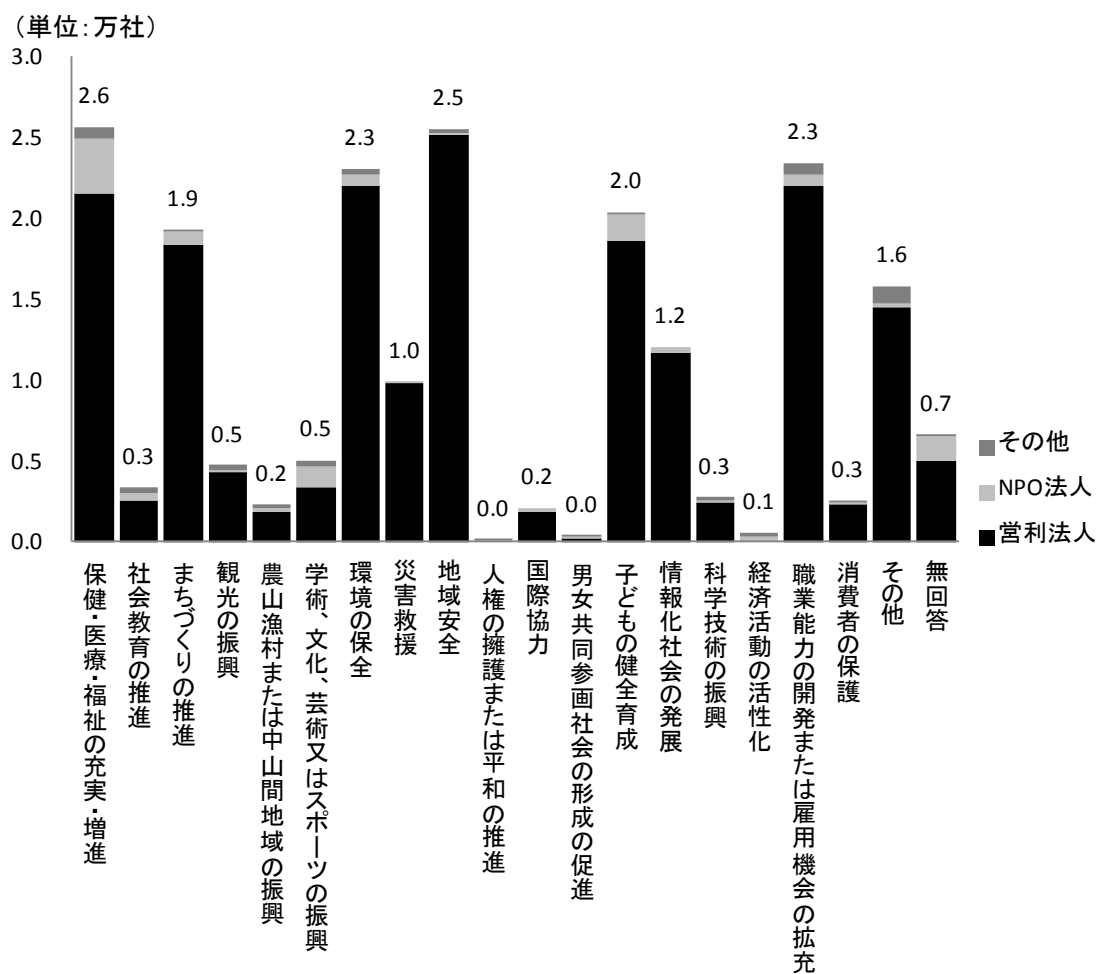
例えば中小営利法人の不動産業の場合、マクロの社会的企業に占める割合は $28,273/205,232=13.8\%$ である。一方で、アンケートおよび「特定非営利活動法人に関する実態調査」で社会的企業に該当した企業数が占める割合は 0.35% である。ウェイトバック値は、前者の数字を後者の数字で除して算出される。このウェイトを用いて、主活動分野別の推計を行う。

図表 29 ウェイトバック値の計算方法

法人形態		社会的 企業数 (アン ケート)	社会的 企業数 (マクロ)	Weight Back値
中小営利法人合計		107	187,181	33.660
合計	不動産業	14	28,273	38.858
	飲食店, 宿泊業	9	7,933	16.961
	医療, 福祉	17	3,085	3.492
	教育, 学習支援業	42	5,163	2.365
	サービス業(その他)	12	74,313	119.158
	その他産業	13	68,414	101.261
常勤有給 職員 20人以下	不動産業	13	26,318	38.953
	飲食店, 宿泊業	4	7,386	35.529
	医療, 福祉	9	2,729	5.835
	教育, 学習支援業	27	4,504	3.210
	サービス業(その他)	6	59,125	189.609
	その他産業	8	56,812	136.645
常勤有給 職員 21人以上	不動産業	1	1,955	37.621
	飲食店, 宿泊業	5	547	2.106
	医療, 福祉	8	356	0.856
	教育, 学習支援業	15	659	0.846
	サービス業(その他)	6	15,188	48.707
	その他産業	5	11,602	44.647
社団法人・財団法人		300	5,227	0.335
合計	公益社団法人	174	1,583	0.175
	公益財団法人	84	906	0.207
常勤職員 9人以下	公益社団法人	114	1,127	0.190
	公益財団法人	30	383	0.246
常勤職員 10人以上	公益社団法人	60	456	0.146
	公益財団法人	54	523	0.186
一般社団法人		42	1,662	0.761
一般財団法人		46	1,076	0.450
特定非営利活動法人		3,542	12,825	0.070
合計		3,949	205,232	1.000

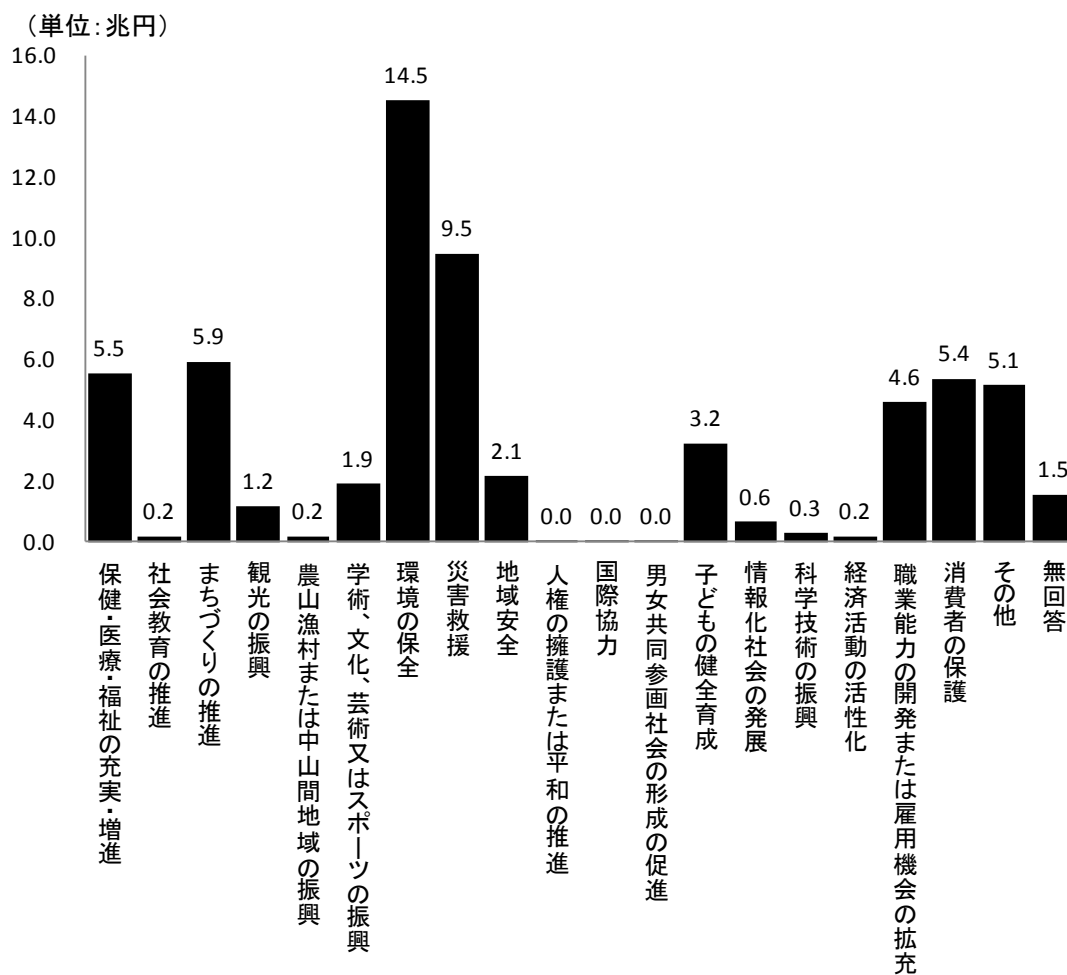
主活動分野別の社会的企業数をみると、「保健・医療・福祉の充実・増進」が最も多く 2.6 万社である。この分野は特定非営利活動法人でも 3,000 社程度と多くなっている。その他には、地域安全や環境の保全、職業能力の開発または雇用機会の拡充などの活動分野での社会的企業数が多くなっている。

図表 30 主活動分野別の社会的企業数



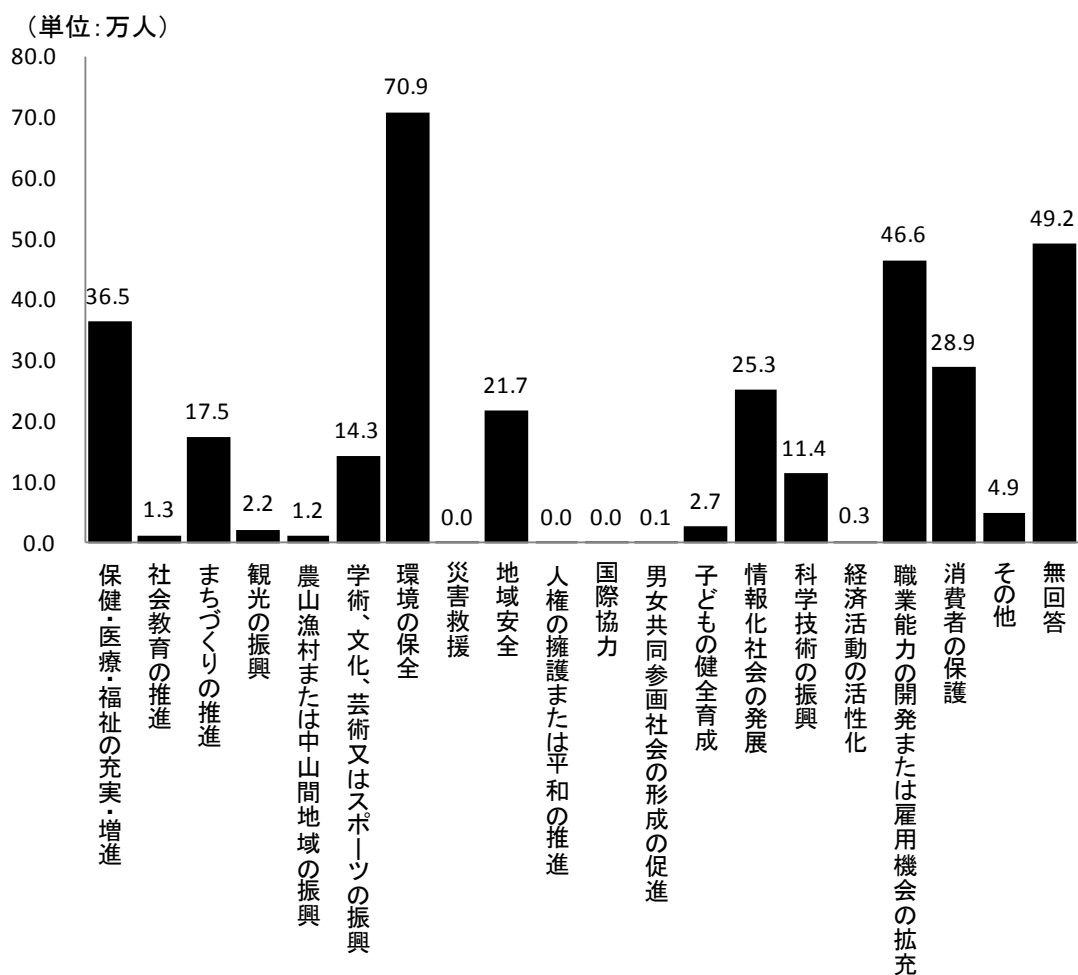
次に、主活動分野別の社会的企業の収益合計をみると、環境の保全がもっとも大きく 14.5 兆円、次いで災害救援の 9.5 兆円、まちづくりの推進の 5.9 兆円となっている。

図表 31 主活動分野別の社会的企業の収益



次に、主活動分野別の社会的企業の常勤有給職員数をみると、環境の保全がもっとも多く70.9万人、次いで職業能力の開発または雇用機会の拡充の46.6万人、保健・医療・福祉の充実・増進の36.5万人となっている。

図表 32 主活動分野別の社会的企業の常勤有給職員数



2. 英国調査との比較

8 ページにおいて、英国内閣府が推計した SE 基準を紹介したが、今回は英国の SE 基準にあわせた推計も行った。基準は以下の通りである。英国の推計では、「社会課題・環境問題解決が事業の主たる目的であり、利益は主として所有者・株主への配当ではなく、事業やコミュニティに再投資される」という設問に対して、「とてもよく当てはまる（very good fit）」と回答した事業者のみを SE とした場合の推計結果と、「当てはまる（good fit）」と回答した事業者も SE とした場合の推計結果を公表しているが、以下では「とてもよく当てはまる」と「当てはまる」の両方を含めた基準設定としている。なお、英国の SE は中小営利法人に限定されているため、日本における推計も中小営利法人に限定した。

図表 33 英国 SE 基準にあわせた場合の社会的企業の条件

	類型	条件	基準・アンケート設問
①	社会的 事業の 実施	「ビジネスを通じた社会的課題の解決・改善」に取り組んでいる	問2で「1. 取り組んでいる」と回答した事業者
②	事業の 主目的	事業の主目的は、利益の追求ではなく、社会的課題の解決である	問3で「1. とてもよく当てはまる」および「2. 当てはまる」と回答した事業者
③		利益は、出資や株主への配当ではなく、主として事業に再投資する	問5で「1. とてもよく当てはまる」および「2. 当てはまる」と回答した事業者
④		利潤のうち出資者・株主に配当される割合が一定以下である	問6で50%未満とした事業者
⑤	主な 収入	事業収益の合計は収益全体の一定割合以上である	問7で、「事業収益／収益合計」が25%以上の事業者
⑥		事業収益のうち、公的保険（医療・介護等）からの収益は一定割合以下である	問7で、「(会費＋寄附金＋国や自治体等から補助金)／収益合計」が75%以下の事業者

英国 SE 基準にあわせた場合のアンケート結果が図表 34、マクロ推計結果が図表 35 である。図表 22 および図表 23 と比較すると、社会的企業の基準の収入基準が緩和されたことに伴って、社会的企業割合が全体的に上昇している。特に図表 2 では考慮されていた「事業収益のうち、公的保険（医療・介護等）からの収益は一定割合以下である」という基準がなくなったため、「医療、福祉」における社会的企業の割合が高まっている。しかしながら、その他の産業については大きな違いは確認できない。

図表 35 のマクロ推計結果をみると、社会的企業の事業収益は 58.0 兆円である。当初の社会的企業の基準と比較すると、1.5 兆円ほど事業収益が増加している。同様に、人件費については 0.8 兆円増加し 21.9 兆円、付加価値額についても 0.7 兆円増加し 15.7 兆円、有給職員数は 28.6 万人増加し 574.8 万人となっている。

図表 33 の条件のうち、②「事業の主目的は、利益の追求ではなく、社会的課題の解決である」と③「利益は、出資や株主への配当ではなく、主として事業に再投資する」で、「とてもよく当てはまる」と回答した事業者のみを社会的企業と位置付けたときのアンケート結果が図表 36、マクロ推計結果が図表 37 である。図表 35 では社会的企業の事業収益が 58.0 兆円となっているが、社会的企業の基準を厳しくすると、14.6 兆円となる。付加価値額についても 15.7 兆円だったものが 3.6 兆円となっている。

図表 34 英国「ソーシャルエンタープライズ」基準にあわせた場合のアンケート結果：回答数・1団体当たりの平均値

法人形態		アンケート回答結果									
		アンケート 回収数 (推計に利 用したもの のみ) (社)	社会的 企業数 (社)	社会的 企業の 割合 (%)	社会的 企業の 平均 収益合計 (万円)	社会的 企業の 平均 事業収益 (万円)	社会的 企業の 平均付加 価値額 (万円)	社会的 企業の 平均 人件費 (万円)	社会的 企業の 平均 有給 職員数 (人)	社会的 企業の 平均 常勤有給 職員数 (人)	社会的 企業の 平均 ボラン ティア数 (人)
中小営利法人合計		652	149	11.8%	29,810	29,282	7,905	11,072	29.0	17.5	0.7
合計	不動産業	84	15	17.9%	20,596	18,648	7,751	2,274	10.2	5.7	0.0
	飲食店、宿泊業	71	9	8.1%	10,559	10,487	4,568	4,946	36.9	11.4	0.0
	医療、福祉	160	56	33.8%	13,644	12,503	7,244	7,479	32.5	17.0	4.3
	教育、学習支援業	125	43	33.7%	11,926	11,532	5,915	7,954	24.2	12.6	0.1
	サービス業(その他)	109	13	9.7%	43,288	42,992	9,599	17,040	44.4	23.3	1.2
	その他産業	103	13	11.8%	24,586	24,447	6,702	9,710	19.0	17.3	0.0
	不動産業	74	14	18.9%	19,293	17,310	7,195	1,408	4.9	3.9	0.0
	飲食店、宿泊業	52	4	7.7%	8,044	8,041	3,502	4,386	33.0	9.3	0.0
	医療、福祉	81	27	33.3%	7,157	6,851	3,969	4,007	17.8	7.7	4.1
	教育、学習支援業	81	27	33.3%	9,168	8,741	4,484	6,075	15.7	7.2	0.1
	サービス業(その他)	70	6	8.6%	30,205	29,884	6,672	12,961	18.2	5.2	1.0
	その他産業	71	8	11.3%	17,305	17,262	4,732	3,251	9.5	7.8	0.0
	不動産業	10	1	10.0%	39,488	38,047	15,814	14,829	86.0	31.0	0.0
	飲食店、宿泊業	19	5	26.3%	44,504	43,497	18,945	12,499	89.8	40.6	0.6
	医療、福祉	79	29	36.7%	54,803	48,367	28,023	29,506	125.3	76.5	5.8
	教育、学習支援業	44	16	36.4%	29,589	29,407	15,085	19,991	78.3	47.3	0.0
	サービス業(その他)	39	7	17.9%	86,942	86,729	19,364	30,649	132.0	83.8	1.7
	その他産業	32	5	15.6%	60,237	59,627	16,346	41,338	65.6	64.0	0.0

図表 35 英国「ソーシャルエンタープライズ」基準にあわせた場合のマクロ推計結果

法人形態		マクロ推計							
		社会的 企業数 (社)	社会的 企業の 収益合計 (兆円)	社会的 企業の 事業収益 (兆円)	付加 価値額 (兆円)	社会的 企業の 人件費 (兆円)	社会的 企業の 有給 職員数 (万人)	社会的 企業の 常勤 有給職員 数 (万人)	社会的 企業の ボラン ティア数 (万人)
中小営利法人合計		198,173	59.1	58.0	15.7	21.9	574.8	346.3	13.1
合計	不動産業	30,297	6.2	5.6	2.3	0.7	30.8	17.2	0.0
	飲食店, 宿泊業	7,933	0.8	0.8	0.4	0.4	29.3	9.1	0.0
	医療, 福祉	9,478	1.3	1.2	0.7	0.7	30.8	16.1	4.1
	教育, 学習支援業	5,207	0.6	0.6	0.3	0.4	12.6	6.6	0.1
	サービス業(その他)	76,844	33.3	33.0	7.4	13.1	341.3	179.1	8.9
	その他産業	68,414	16.8	16.7	4.6	6.6	130.1	118.3	0.0
常勤有給 職員 20人以下	不動産業	28,342	5.5	4.9	2.0	0.4	14.0	11.1	0.0
	飲食店, 宿泊業	7,386	0.6	0.6	0.3	0.3	24.4	6.8	0.0
	医療, 福祉	8,187	0.6	0.6	0.3	0.3	14.6	6.3	3.4
	教育, 学習支援業	4,504	0.4	0.4	0.2	0.3	7.1	3.2	0.1
	サービス業(その他)	59,125	17.9	17.7	3.9	7.7	107.4	30.5	5.9
	その他産業	56,812	9.8	9.8	2.7	1.8	54.0	44.0	0.0
常勤有給 職員 21人以上	不動産業	1,955	0.8	0.7	0.3	0.3	16.8	6.1	0.0
	飲食店, 宿泊業	547	0.2	0.2	0.1	0.1	4.9	2.2	0.0
	医療, 福祉	1,290	0.7	0.6	0.4	0.4	16.2	9.9	0.7
	教育, 学習支援業	703	0.2	0.2	0.1	0.1	5.5	3.3	0.0
	サービス業(その他)	17,719	15.4	15.4	3.4	5.4	233.9	148.5	3.0
	その他産業	11,602	7.0	6.9	1.9	4.8	76.1	74.3	0.0

図表 36 英国「ソーシャルエンタープライズ」基準にあわせた場合のアンケート結果：回答数・1団体当たりの平均値
(社会的企業の基準を厳しくした場合)

法人形態		アンケート回答結果									
		アンケート 回収数 (推計に利 用したもの のみ) (社)	社会的 企業数 (社)	社会的 企業の 割合 (%)	社会的 企業の 平均 収益合計 (万円)	社会的 企業の 平均 事業収益 (万円)	社会的 企業の 平均付加 価値額 (万円)	社会的 企業の 平均 人件費 (万円)	社会的 企業の 平均 有給 職員数 (人)	社会的 企業の 平均 常勤有給 職員数 (人)	社会的 企業の 平均 ボラン ティア数 (人)
中小営利法人合計		652	30	1.8%	49,996	49,137	12,199	19,989	42.3	20.1	2.0
合計	不動産業	84	1	1.2%	2,600	2,600	1,081	1,440	3.0	3.0	0.0
	飲食店、宿泊業	71	2	2.0%	6,889	6,889	3,000	3,712	21.0	16.3	0.0
	医療、福祉	160	10	7.1%	7,603	7,233	4,191	5,255	23.1	11.3	0.2
	教育、学習支援業	125	12	9.0%	6,920	6,850	3,514	4,737	26.7	11.4	0.4
	サービス業(その他)	99	1	1.2%	96,220	94,300	21,054	31,590	60.0	0.0	6.0
	その他産業	113	4	2.1%	39,454	38,995	10,690	20,444	42.8	41.9	0.0
	不動産業	74	1	1.4%	2,600	2,600	1,081	1,440	3.0	3.0	0.0
	飲食店、宿泊業	52	1	1.9%	6,600	6,600	2,875	3,700	20.0	15.0	0.0
	医療、福祉	81	6	7.4%	7,191	6,827	3,955	4,551	19.2	9.7	0.0
	教育、学習支援業	81	7	8.6%	3,602	3,542	1,817	1,686	10.9	4.1	0.4
	サービス業(その他)	70	1	1.4%	96,220	94,300	21,054	31,590	60.0	0.0	6.0
	その他産業	71	1	1.4%	8,918	8,874	2,433	6,333	7.0	7.0	0.0
	不動産業	10	0	0.0%	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	19	1	5.3%	11,757	11,757	5,121	3,910	38.0	38.0	0.0
	医療、福祉	79	4	5.1%	11,807	11,393	6,601	12,458	63.0	28.5	2.5
	教育、学習支援業	44	5	11.4%	24,555	24,428	12,530	20,949	110.6	49.8	0.0
	サービス業(その他)	29	0	0.0%	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
	その他産業	42	3	7.1%	80,342	79,326	21,746	39,339	90.7	88.7	0.0

図表 37 英国「ソーシャルエンタープライズ」基準にあわせた場合のマクロ推計結果
(社会的企業の基準を厳しくした場合)

法人形態		マクロ推計							
		社会的 企業数 (社)	社会的 企業の 収益合計 (兆円)	社会的 企業の 事業収益 (兆円)	付加 価値額 (兆円)	社会的 企業の 人件費 (兆円)	社会的 企業の 有給 職員数 (万人)	社会的 企業の 常勤 有給職員 数 (万人)	社会的 企業の ボラン ティア数 (万人)
中小営利法人合計		29,624	14.8	14.6	3.6	5.9	125.2	59.6	6.0
合計	不動産業	2,024	0.1	0.1	0.0	0.0	0.6	0.6	0.0
	飲食店, 宿泊業	1,956	0.1	0.1	0.1	0.1	4.1	3.2	0.0
	医療, 福祉	1,997	0.2	0.1	0.1	0.1	4.6	2.3	0.0
	教育, 学習支援業	1,387	0.1	0.1	0.0	0.1	3.7	1.6	0.1
	サービス業(その他)	9,854	9.5	9.3	2.1	3.1	59.1	0.0	5.9
	その他産業	12,405	4.9	4.8	1.3	2.5	53.1	52.0	0.0
常勤有給 職員 20人以下	不動産業	2,024	0.1	0.1	0.0	0.0	0.6	0.6	0.0
	飲食店, 宿泊業	1,846	0.1	0.1	0.1	0.1	3.7	2.8	0.0
	医療, 福祉	1,819	0.1	0.1	0.1	0.1	3.5	1.8	0.0
	教育, 学習支援業	1,168	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.5	0.1
	サービス業(その他)	9,854	9.5	9.3	2.1	3.1	59.1	0.0	5.9
	その他産業	7,102	0.6	0.6	0.2	0.4	5.0	5.0	0.0
常勤有給 職員 21人以上	不動産業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店, 宿泊業	109	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.0
	医療, 福祉	178	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.5	0.0
	教育, 学習支援業	220	0.1	0.1	0.0	0.0	2.4	1.1	0.0
	サービス業(その他)	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他産業	5,304	4.3	4.2	1.2	2.1	48.1	47.0	0.0

社会的企業およびSEの、マクロ経済に対する規模を日英比較したものが図表 38 である。中小企業に占める社会的企業・SEの割合をみると、英国は14.4%、日本は11.8%であり、英国の割合が若干高くなっている。事業収益・売上高に対する割合は日本が13.4%、英国が11.2%である。企業全体の売上高に占める割合は、日本、英国いずれも4%台となっている。GDPに占める社会的企業・SEの付加価値額は、日本が3.2%、英国が3.3%とほぼ同水準である。企業全体の職員数・従業者に占める割合は、日本が13.2%、英国が7.1%となっている。

社会的企業の基準を厳しくした場合の数値を「基準厳格化」として示しているが、企業数に占める日本の社会的企業の割合は大きく減少するものの、英国の場合は5.9%にとどまっている。基準を厳格化した場合、GDPに占める社会的企業・SEの割合は、日本で0.7%、英国で1.1%となる。

図表 38 社会的企業・ソーシャルエンタープライズの日英比較

日本		企業数	事業収益・ 売上高 (兆円)	付加 価値額・ GDP (兆円)	職員数・ 従業者 (万人)
実数	社会的企業	198,173	58.0	15.7	574.8
	基準厳格化	29,624	14.6	3.6	125.2
	中小企業全体	1,677,949	434.4	111.5	2,464.7
	企業全体	1,692,046	1,307.8	233.1	4,341.8
	経済全体			483.1	5,625.9
割合	対中小企業全体	11.8%	13.4%	14.1%	23.3%
	対企業全体	11.7%	4.4%	6.7%	13.2%
	対経済全体			3.2%	10.2%
割合 (基準 厳格化)	対中小企業全体	1.8%	3.4%	3.2%	5.1%
	対企業全体	1.8%	1.1%	1.6%	2.9%
	対経済全体			0.7%	2.2%

イギリス		企業数	売上高 (百万£)	付加 価値額・ GDP (百万£)	従業者数 (万人)
実数	ソーシャルエンタープライズ	688,200	162,800	54,900	153.3
	基準厳格化	283,500	54,900	18,500	72.3
	中小企業全体	4,787,650	1,453,701	480,346	1,413.0
	企業全体	4,794,105	3,326,566	936,292	2,167.8
	経済全体			1,655,384	
割合	対中小企業全体	14.4%	11.2%	11.4%	10.8%
	対企業全体	14.4%	4.9%	5.9%	7.1%
	対経済全体			3.3%	
割合 (基準 厳格化)	対中小企業全体	5.9%	3.8%	3.9%	5.1%
	対企業全体	5.9%	1.7%	2.0%	3.3%
	対経済全体			1.1%	

(出所) 日本の数値は、中小企業全体は「中小企業実態基本調査」(平成 24 (2012) 年度実績)、企業全体は「平成 24 年経済センサス活動調査」、「国民経済計算年報」(2013 年度)。英国の数値は、ソーシャルエンタープライズは Cabinet Office (2013) “Social Enterprise: Market Trends”、中小企業全体および企業全体は Cabinet Office (2013) “Social Enterprise: Market Trends”および、Office for National Statistics (2014) “UK Non-Financial Business Economy (Annual Business Survey), 2012 Revised Results”、Office for National Statistics (2012) “Business Population Estimates for the UK and Regions 2012”、経済全体は Office for National Statistics “National Accounts” の 2012 年値。

(図表注) 「経済全体」の「付加価値額・GDP」は GDP の値であり、その他は付加価値額の値。英国のソーシャルエンタープライズの付加価値は、“2011 Annual Business Survey”から算出される売上高・付加価値比率 (0.337) を、ソーシャルエンタープライズの売上高に乗じることで推計されている。

参考文献一覧

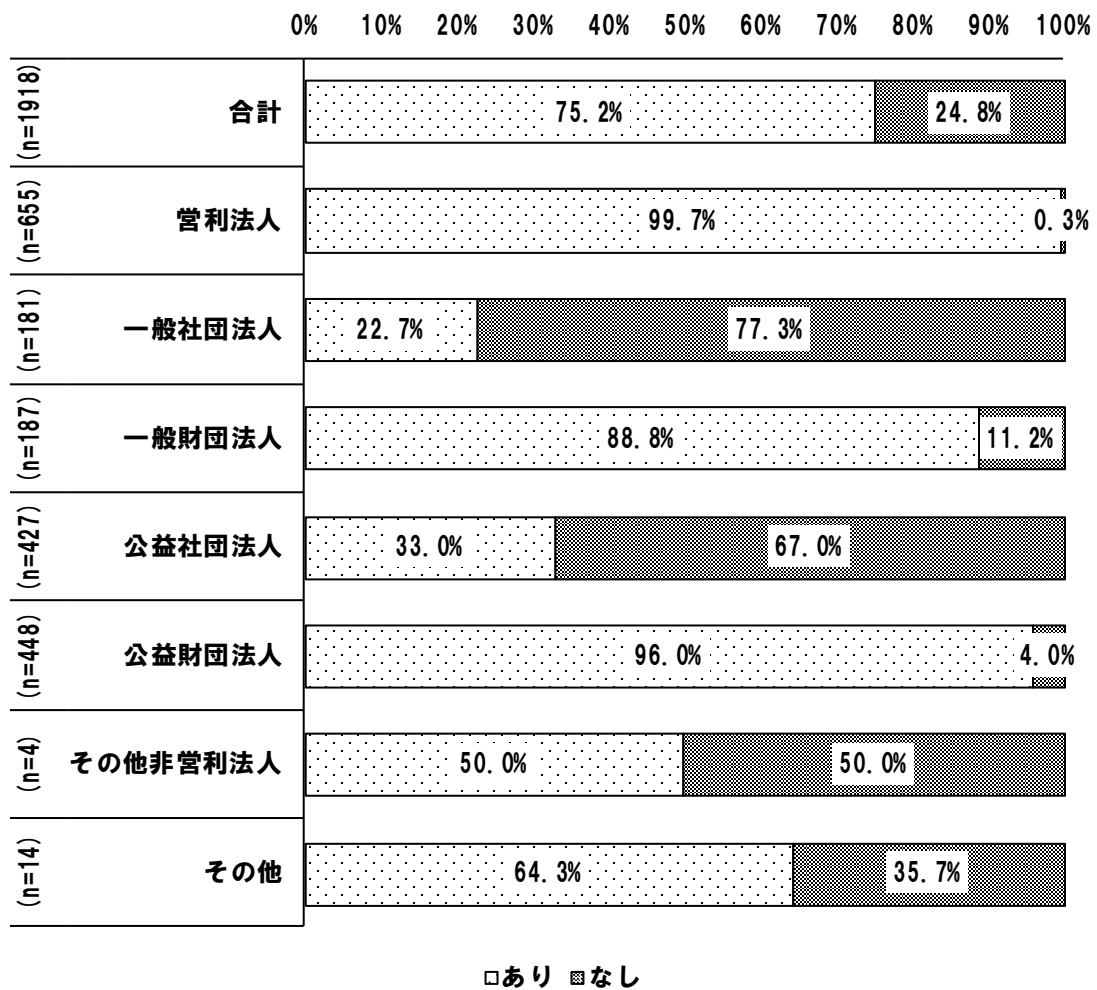
- 1) 経済産業省 (2008) 「ソーシャルビジネス研究会報告書」
- 2) 公益法人 information (2013) 「平成 25 年『公益法人に関する概況』」
- 3) 総務省 (2012) 「平成 24 年経済センサス活動調査」
- 4) 中小企業庁 (2014) 「中小企業実態基本調査」(平成 24 年度実績)
- 5) 中小企業庁 (2014) 「平成 26 年度中小企業白書」
- 6) 内閣府 (2014) 「公益法人制度改革の進捗と成果について」
- 7) 内閣府 (2014) 「国民経済計算年報」(平成 25 年度確報)
- 8) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2006) 「非営利サテライト勘定に関する調査研究報告書」
- 9) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング (2010) 「ソーシャルビジネスの統計と制度的検討のための調査事業報告書」
- 10) Cabinet Office (2013) “Social Enterprise: Market Trends”
- 11) CIRIEC (2006) “Manual for Drawing up the Satellite Accounts of Companies in the Social Economy: Co-operatives and Mutual Societies”
- 12) Office for National Statistics (2012) “Business Population Estimates for the UK and Regions 2012”
- 13) Office for National Statistics (2012) “National Accounts”
- 14) Office for National Statistics (2014) “UK Non-Financial Business Economy (Annual Business Survey), 2012 Revised Results”

付論 1 アンケート調査結果

(1) 問 1-4 資本金/基本財産の有無

「営利法人」は基本的に、資本金/基本財産を有している。非営利法人では、「一般財団法人」および「公益財団法人」では 90% 程度の法人で「あり」となっている。

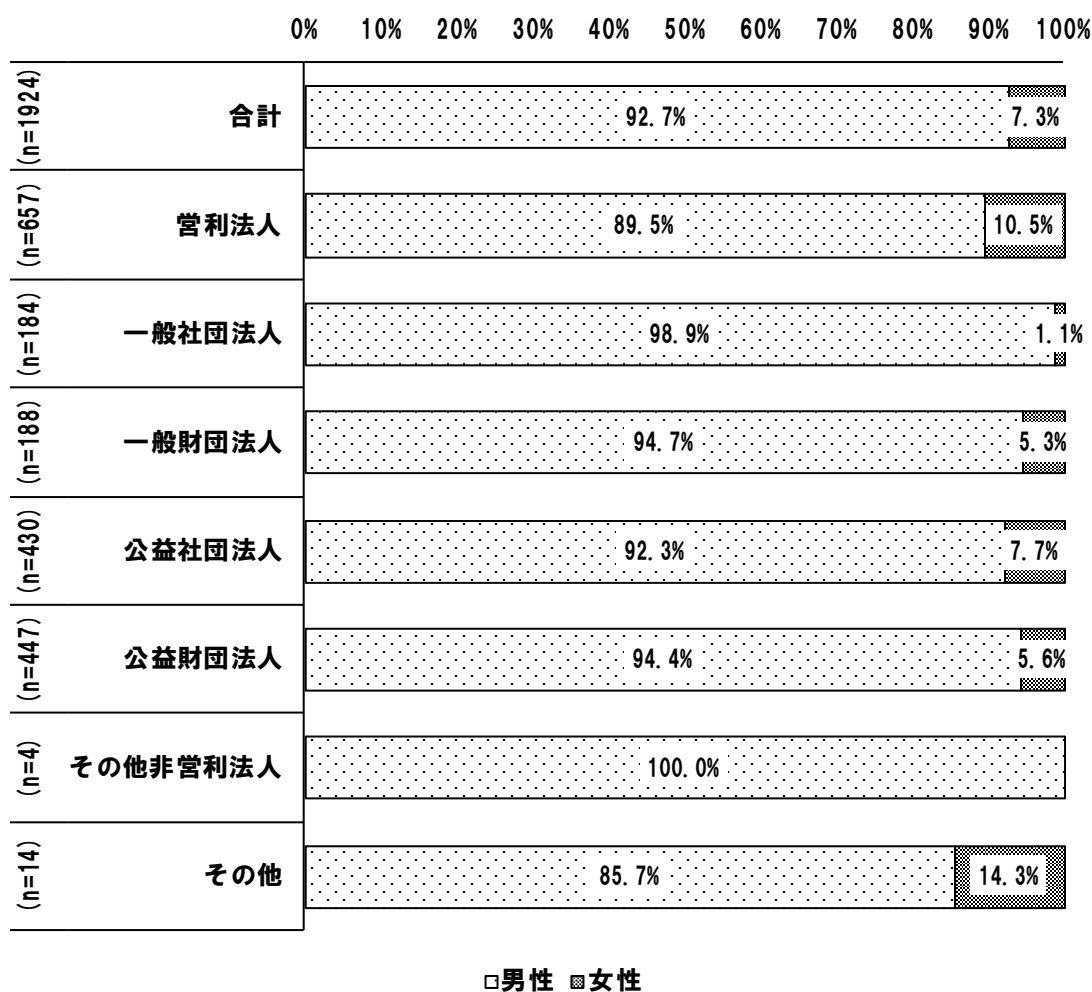
付 1-図表 1 問 1-4 資本金/基本財産の有無



(2) 問 1-6 代表者の性別

組織形態別に見ると、営利法人・非営利法人を問わず、約 90%で男性が代表者となっている。

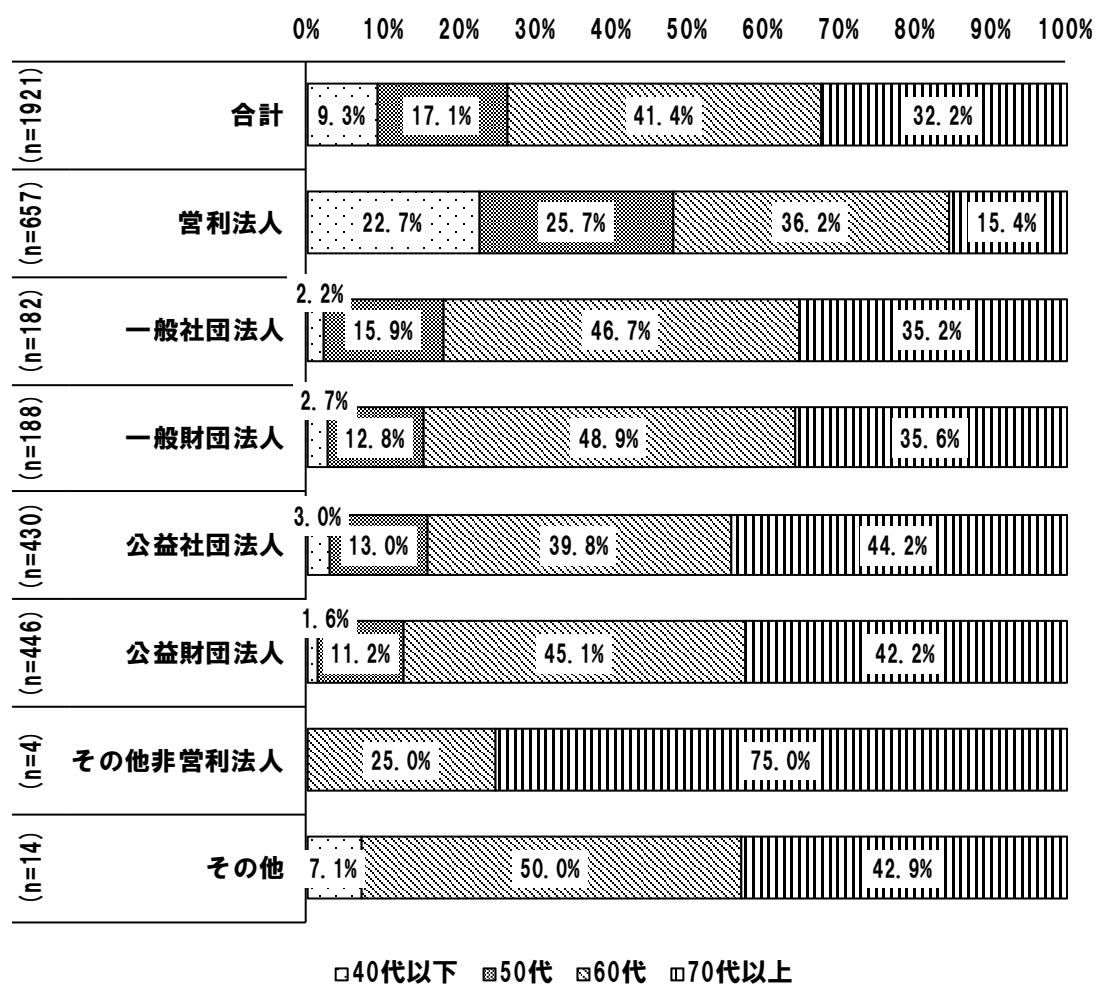
付 1-図表 2 問 1-6 代表者の性別



(3) 問 1-7 代表者の年齢

組織形態別に見ると、「営利法人」の代表者の方が「非営利法人」の代表者よりも若い傾向がある。

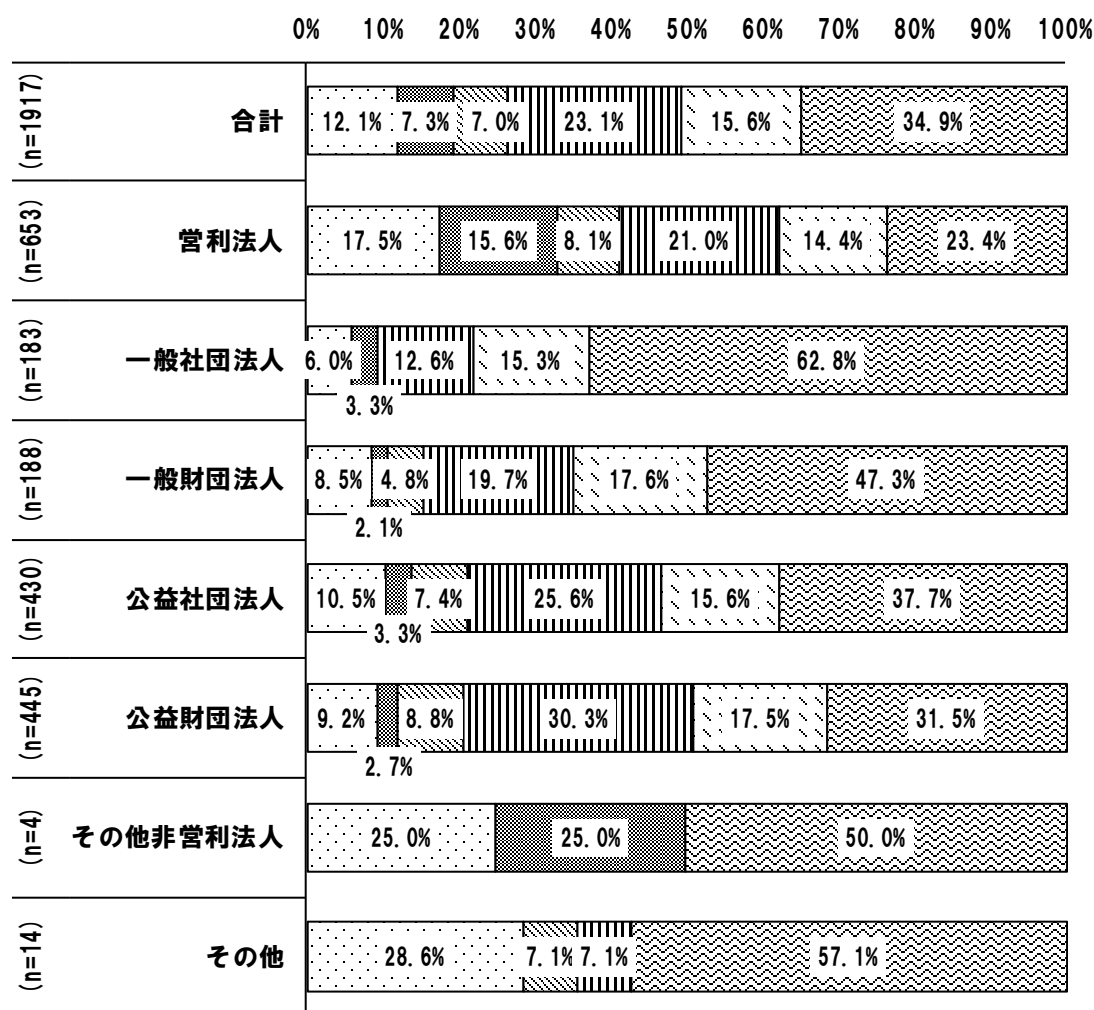
付 1-図表 3 問 1-7 代表者の年齢



(4) 問 1-8 事業年数・設立後経過年数

組織形態別に見ると、「営利法人」で「10～15 年未満」が 15.6%、「10 年未満」が 17.5%となる一方で、「非営利法人」では全体的に設立後経過年数が長くなっている。

付 1-図表 4 問 1-8 事業年数・設立後経過年数

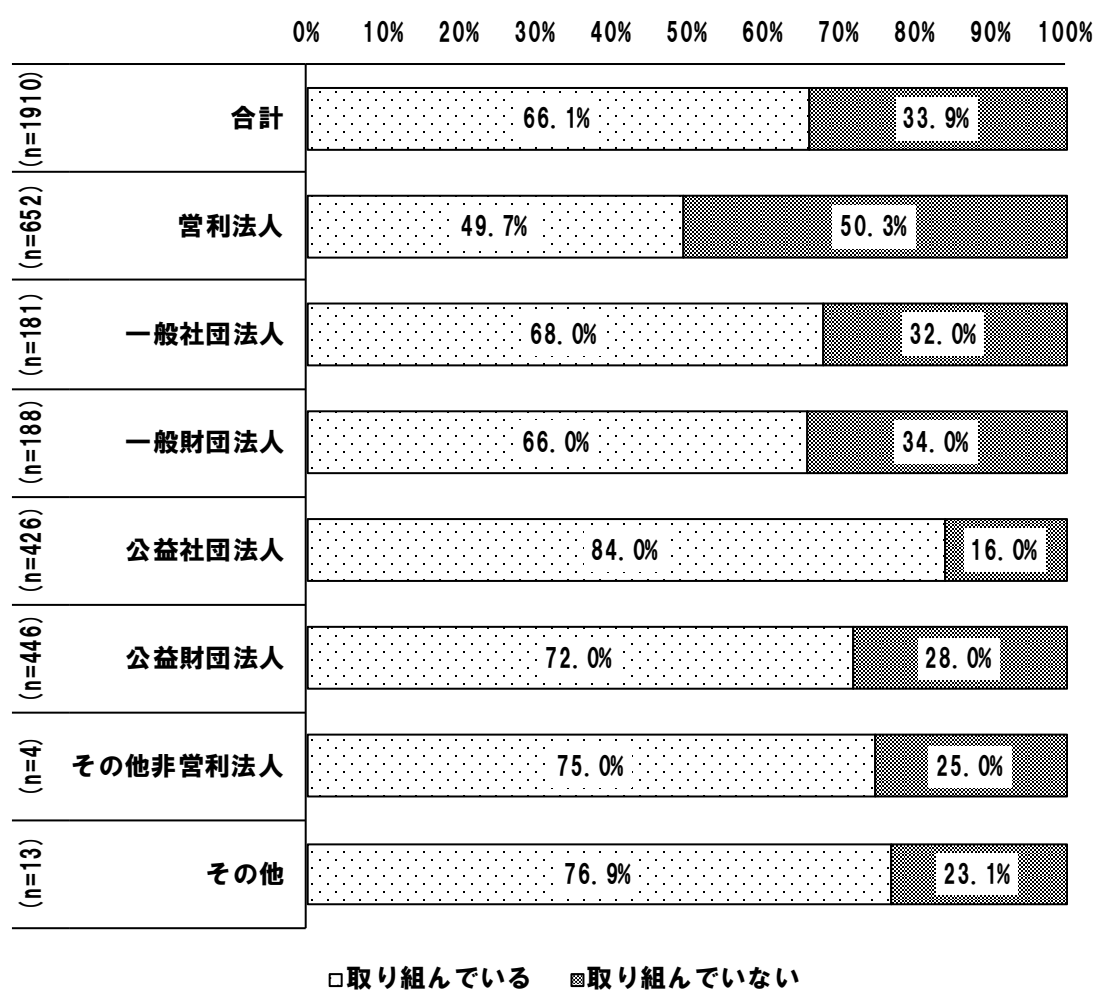


□10年未満 □10～15年未満 □15～20年未満 □20～30年未満 □30～40年未満 □40年以上

(5) 問2 社会的事業への取組有無

組織形態別に見ると、社会的事業に「取り組んでいる」と回答した割合が「営利法人」では49.7%となっている。「非営利法人」ではおおむね70%程度の事業者が、「取り組んでいる」と回答している。非営利法人の方が、社会的事業に取り組んでいる割合が高いが、営利法人についても約半数の企業が社会的事業に取り組んでいると回答している。

付1-図表 5 問2 社会的事業への取組有無

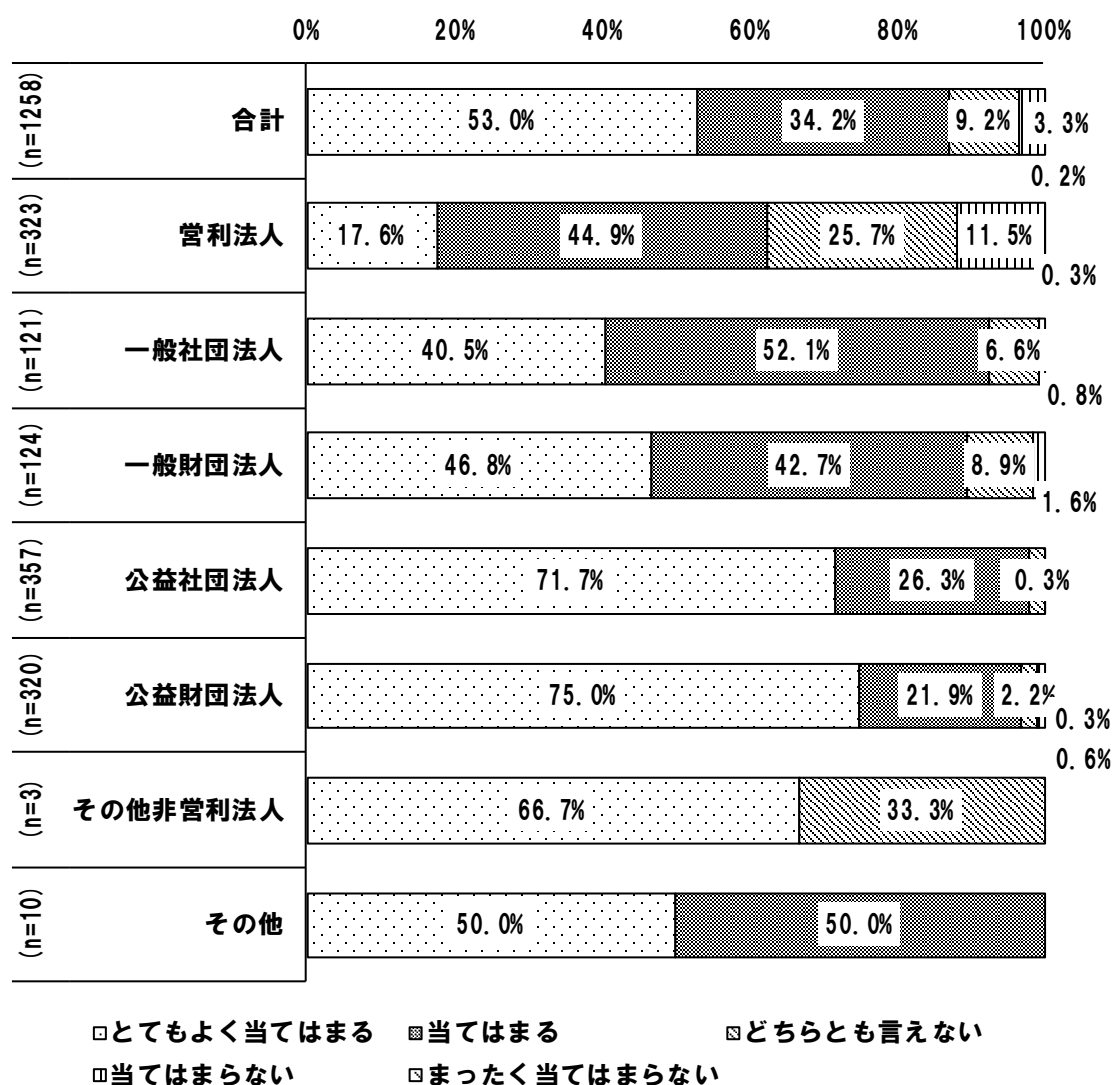


(6) 問3 利益追求よりも社会的課題の解決が主たる事業目的か

組織形態別に見ると、「営利法人」では「とてもよく当てはまる」と「当てはまる」の合計が62.5%、「非営利法人」ではほとんどの事業者が「とてもよく当てはまる」もしくは「当てはまる」と回答している。

非営利法人の場合は、大半が社会的課題の解決を重要視しているが、営利法人であっても、6割以上の企業が社会的課題の解決を事業目的としている。

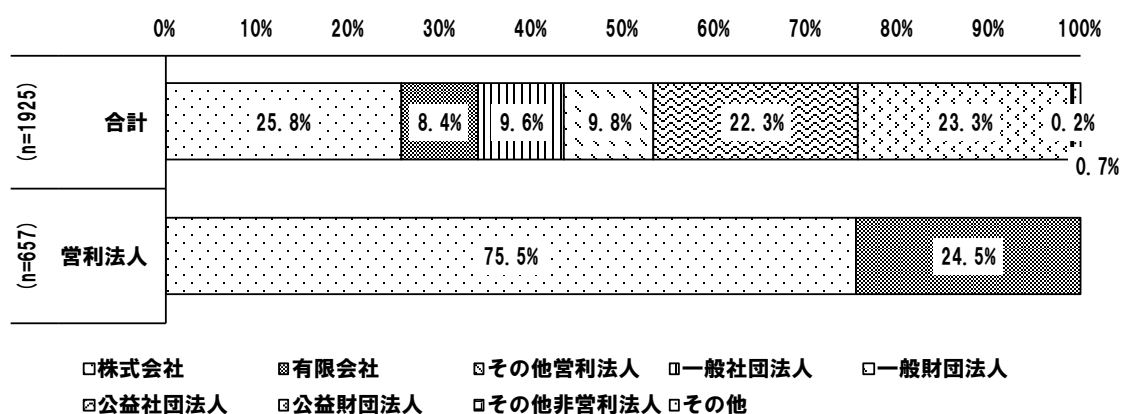
付1-図表 6 問3 利益追求よりも社会的課題の解決が主たる事業目的か



(7) 問 4 組織形態

「営利法人」では、「株式会社」が 75.5%、「有限会社」が 24.5%となっている。全体で見ると、非営利法人が 65.1%となっている。

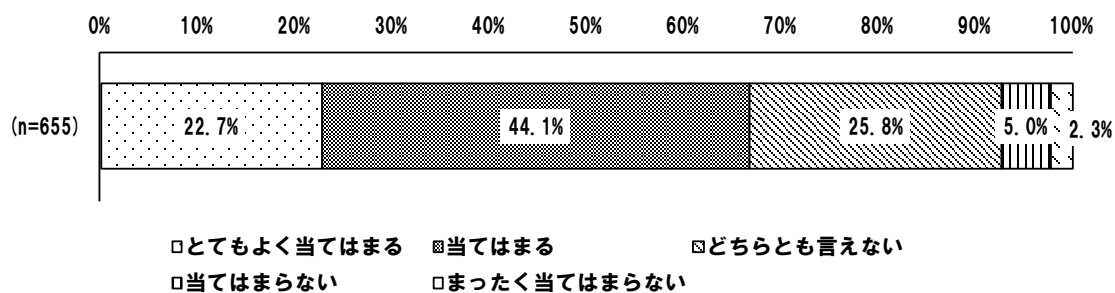
付 1-図表 7 問 4 組織形態



(8) 問 5 利益は配当よりも主として事業に再投資するか

営利法人について、「利益は配当よりも主として事業に再投資するか」を聞いたところ、「とてもよく当てはまる」と「当てはまる」の合計が 66.9%となり、半数以上の企業が事業への再投資を重視していることが分かる。

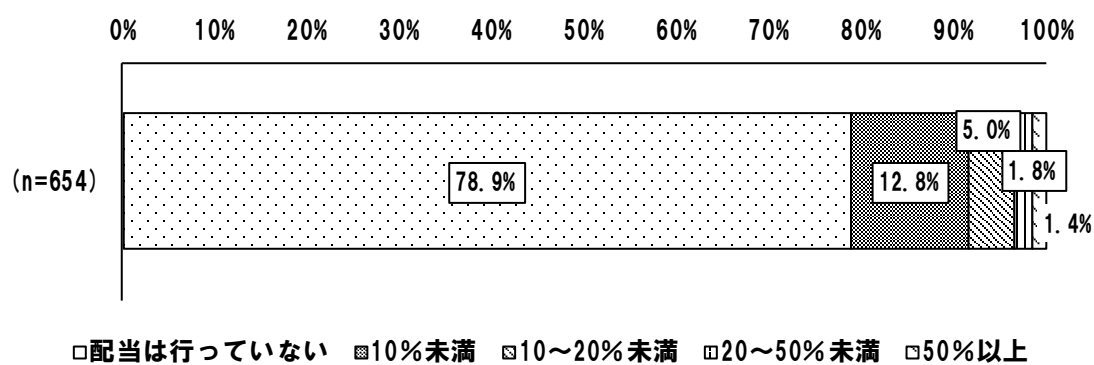
付 1-図表 8 問 5 利益は配当よりも主として事業に再投資するか（営利法人のみ）



(9) 問 6 出資者・株主への配当割合

営利法人について、「出資者・株主への配当割合」を尋ねると、「配当は行っていない」という回答が最も多く、78.9%となっている。

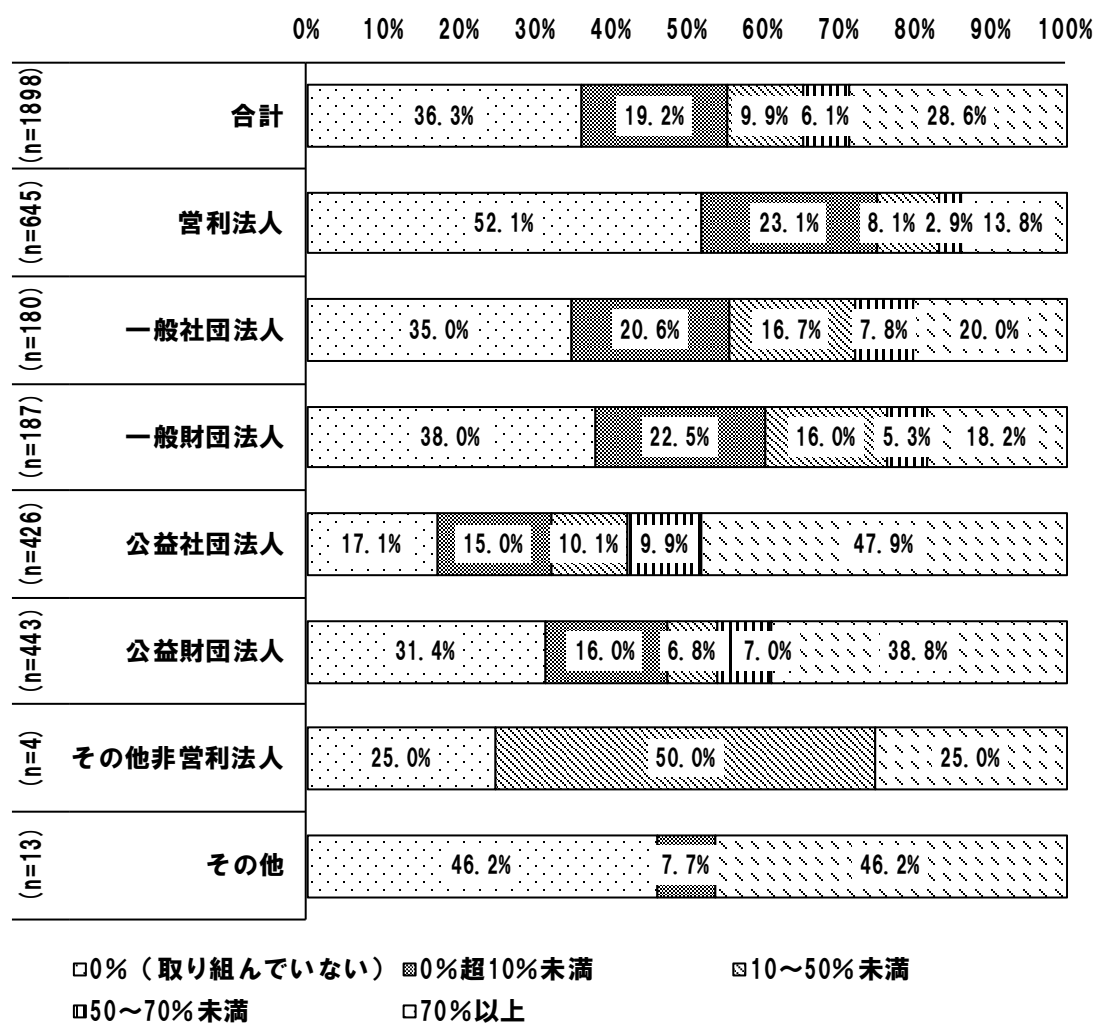
付 1-図表 9 問 6 出資者・株主への配当割合



(10) 問 8 社会的事業収益が収益合計に占める割合

社会的事業収益が収益合計に占める割合をみると、「営利法人」では半数強が「0%（取り組んでいない）」のに対して、「非営利法人」では、7～8 割の団体で何らかの社会的事業収益が発生している。

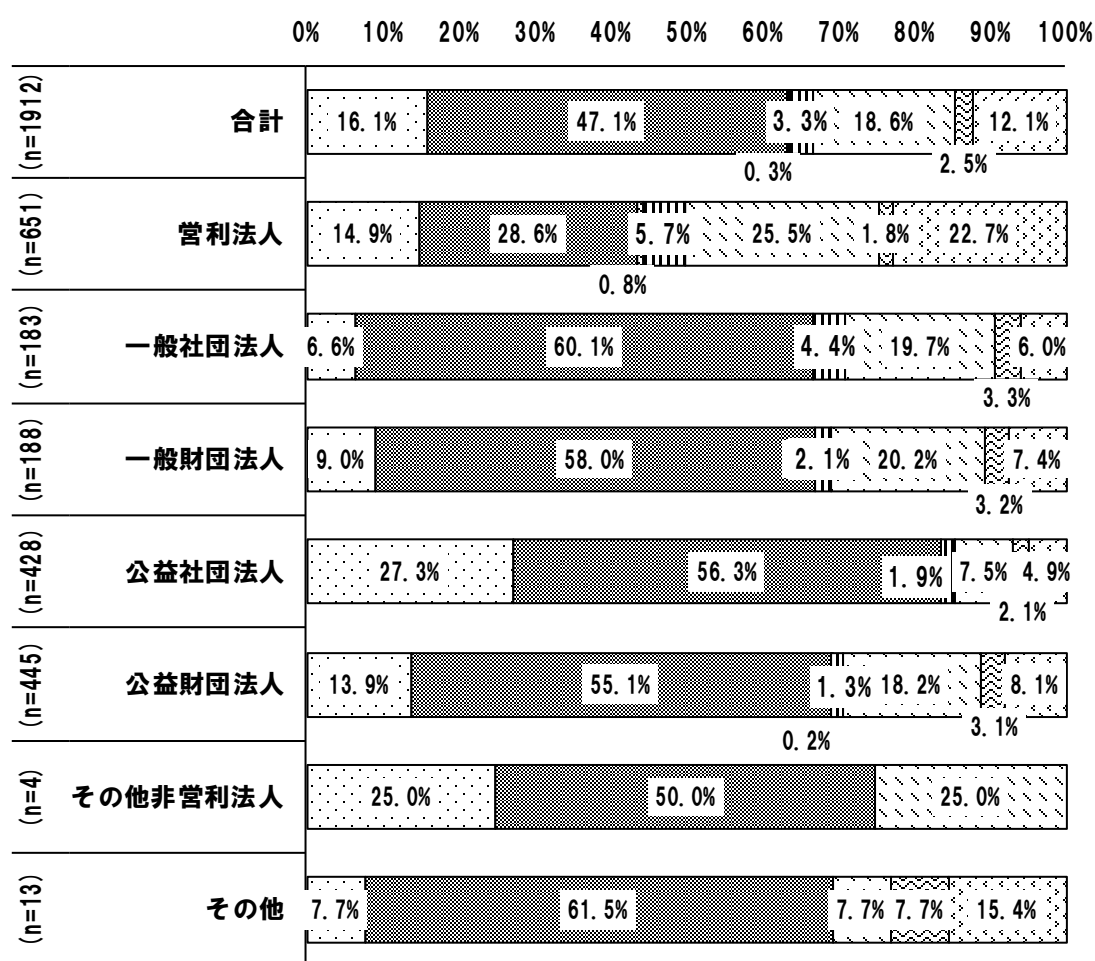
付 1-図表 10 問 8 社会的事業収益が収益合計に占める割合



(11) 問9 社会的事業の今後の取組についての考え

組織形態別に見ると、「営利法人」における「今後も現在の規模で社会的事業を継続していきたい」や「社会的事業は行っておらず、今後も事業を始める事は検討していない」がそれぞれ4分の1ずつ程度を占めているのに対して、その他の法人では、「今後も現在の規模で社会的事業を継続していきたい」が50～60%を占めている。

付1-図表 11 問9 社会的事業の今後の取組についての考え

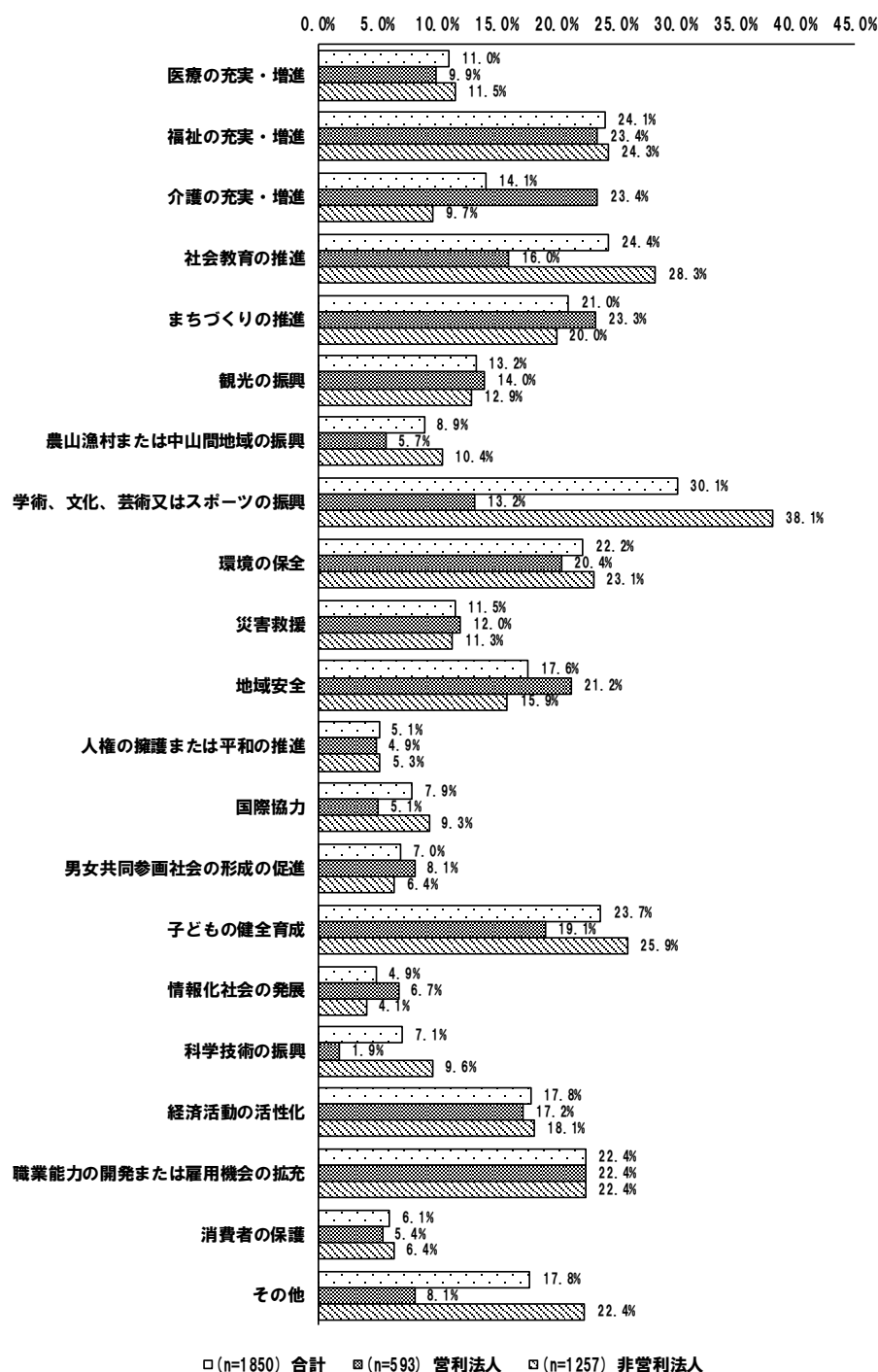


- ☐ 今後は社会的事業を拡大していきたい
- ☒ 今後も現在の規模で社会的事業を継続していきたい
- ☐ 今後は社会的事業を縮小していきたい
- ☐ 今後社会的事業を始めたい
- ☐ 社会的事業は行っておらず、今後も事業を始める事は検討していない
- ☐ その他
- ☐ 分からない

(12) 問 11-1 活動分野

組織形態別に見ると、「営利法人」における「介護の充実・増進 (23.4%)」、「非営利法人」における「学術、文化、芸術又はスポーツの振興 (38.1%)」、「非営利法人」における「その他 (22.4%)」等で、全体の傾向よりも割合が高くなっている。

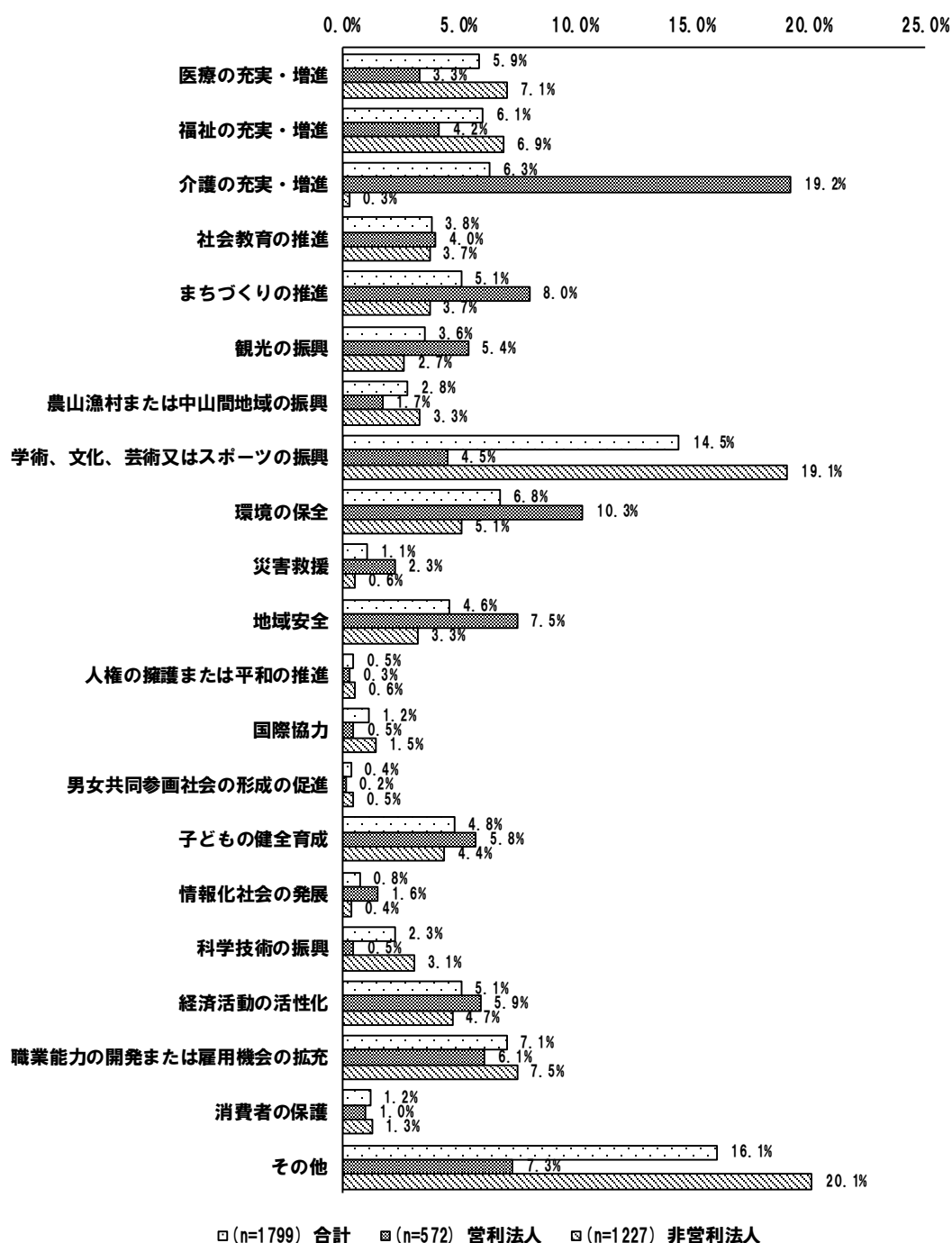
付1-図表 12 問 11-1 活動分野



(13) 問 11-2 主な活動分野

組織形態別に見ると、「営利法人」における「介護の充実・増進（19.2%）」、「非営利法人」における「学術、文化、芸術又はスポーツの振興（19.1%）」、「非営利法人」における「その他（20.1%）」等で、全体の傾向よりも割合が高くなっている。

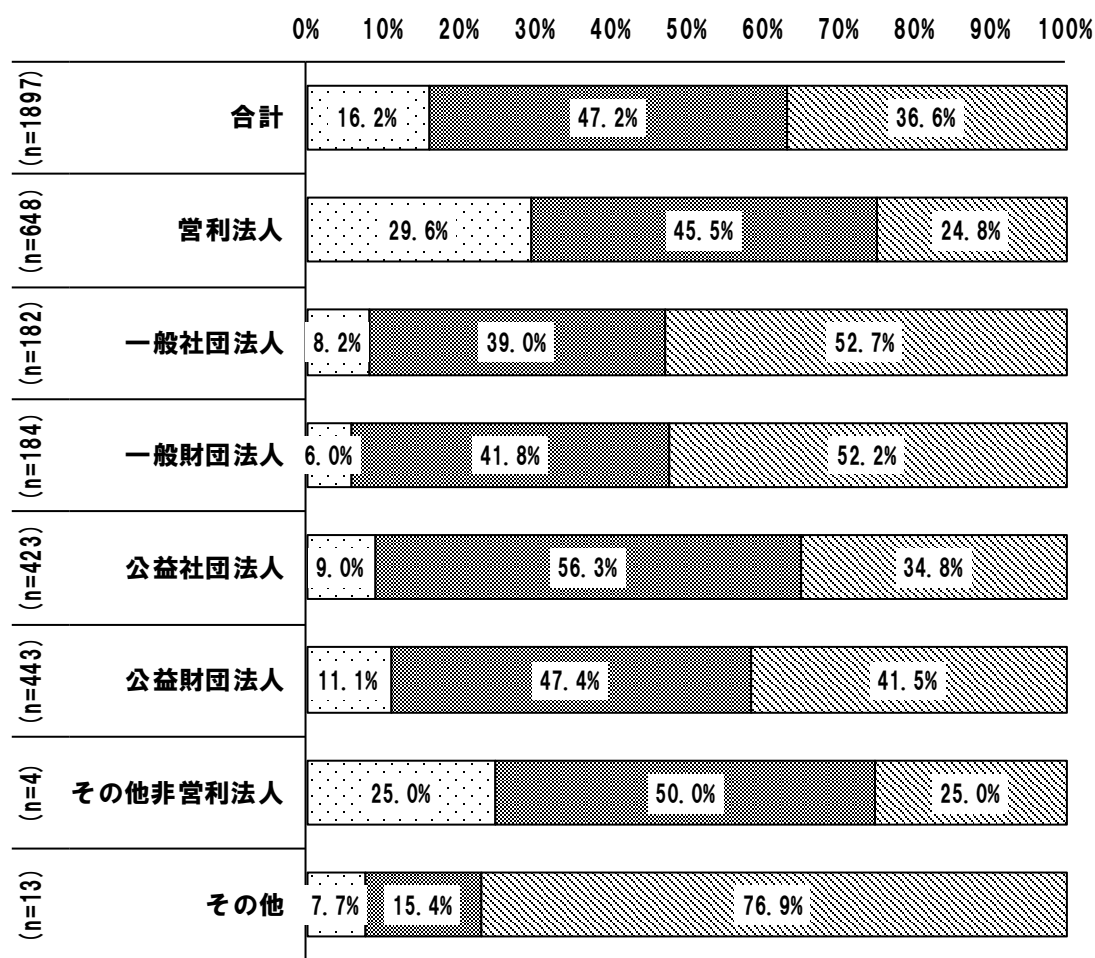
付 1-図表 13 問 11-2 主な活動分野



(14) 問 13 有給職員増員計画の有無

組織形態別に見ると、「営利法人」では「増やす計画が具体的にある（29.6%）」となっているが、その他の法人では「増やす計画が具体的にある」という回答は 10%程度にとどまっており、「増やしたくない」という回答が 30～50%程度を占めている。

付 1-図表 14 問 13 有給職員増員計画の有無



□増やす計画が具体的にある ■増やしたいが、具体的な計画はない ▨増やしたくない

付論 2 社会的企業の基準を厳しくした場合の推計結果

報告書図表 2 で示した社会的企業の条件のうち、英国の「とてもよく当てはまる (very good fit)」基準を参考に、②「事業の主目的は、利益の追求ではなく、社会的課題の解決である」と③「利益は、出資や株主への配当ではなく、主として事業に再投資する」で、「よく当てはまる」と回答した事業者のみ（「あてはまる」を条件から除外）を社会的企業と位置付けたときの推計結果が付 2 - 図表 1 である。

社会的企業は条件を厳しくすることで 20.5 万社から 4.5 万社に減少するが、これは特に中小営利法人の社会的企業数が、18.7 万社から 3.0 万社に大きく減少することが要因である。基準を厳しくすることで社会的企業の収益合計についても 62.0 兆円から 18.3 兆円、付加価値額も 16.0 兆円から 4.4 兆円へと大きく減少する。

付 2-図表 1 マクロ推計結果

(社会的企業の基準を厳しくした場合)

法人形態		マクロ推計							
		社会的 企業数 (社)	社会的 企業の 収益合計 (兆円)	社会的 企業の 事業収益 (兆円)	付加 価値額 (兆円)	社会的 企業の 人件費 (兆円)	社会的 企業の 有給 職員数 (万人)	社会的 企業の 常勤 有給職員 数 (万人)	社会的 企業の ボラン ティア数 (万人)
中小営利法人合計		29,632	16.0	15.8	3.9	6.5	136.5	72.5	6.0
合計	不動産業	2,024	0.1	0.1	0.0	0.0	0.6	0.6	0.0
	飲食店、宿泊業	1,956	0.1	0.1	0.1	0.1	4.1	3.2	0.0
	医療、福祉	348	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.4	0.0
	教育、学習支援業	1,387	0.1	0.1	0.0	0.1	3.7	1.6	0.1
	サービス業(その他)	9,854	9.5	9.3	2.1	3.1	59.1	0.0	5.9
	その他産業	14,062	6.2	6.2	1.7	3.2	68.1	66.7	0.0
	不動産業	2,024	0.1	0.1	0.0	0.0	0.6	0.6	0.0
	飲食店、宿泊業	1,846	0.1	0.1	0.1	0.1	3.7	2.8	0.0
	医療、福祉	303	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.2	0.0
	教育、学習支援業	1,168	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.5	0.1
	サービス業(その他)	9,854	9.5	9.3	2.1	3.1	59.1	0.0	5.9
	その他産業	7,102	0.6	0.6	0.2	0.4	5.0	5.0	0.0
	不動産業	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	飲食店、宿泊業	109	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.0
	医療、福祉	44	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0
	教育、学習支援業	220	0.1	0.1	0.0	0.0	2.4	1.1	0.0
	サービス業(その他)	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他産業	6,961	5.6	5.5	1.5	2.7	63.1	61.7	0.0
社団法人・財団法人		2,999	1.9	1.7	0.4	0.5	10.7	8.7	12.4
合計	公益社団法人	1,076	0.3	0.3	0.1	0.1	1.5	1.0	5.2
	公益財団法人	680	0.9	0.9	0.2	0.2	3.4	2.6	6.2
	常勤職員	741	0.1	0.1	0.0	0.0	0.4	0.4	3.7
	9人以下	332	0.3	0.3	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2
	常勤職員	334	0.2	0.1	0.0	0.0	1.1	0.7	1.4
	10人以上	349	0.6	0.5	0.1	0.1	3.2	2.5	6.0
	一般社団法人	752	0.5	0.4	0.1	0.2	4.0	3.7	0.9
	一般財団法人	491	0.3	0.2	0.1	0.1	1.8	1.4	0.1
特定非営利活動法人		12,825	0.4	0.3	0.1	0.1	9.9	4.3	620.3
合計		45,456	18.3	17.8	4.4	7.2	157.1	85.5	638.7

付論3 アンケート回答企業の基本的な属性の差異（サンプルセレーションバイアス）の検討

今回のアンケート調査は、営利法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人に対して実施している。アンケートの発送は、それぞれの組織形態別の母集団名簿からランダム抽出を行っているが、仮にアンケート無回答事業者と回答事業者の間に何らかの基本的な属性の差異（バイアス）がある場合、集計結果から母集団推定を行う際にもバイアスが反映される事になる。

そこで、アンケート非回答事業者と回答事業者の基本的な属性の差異を検証する。仮に無回答事業者と回答事業者の間に系統的な偏りがある場合、母集団推定を行う際にウェイトバック推計を行うことなどが考えられる。

1. 一般社団法人

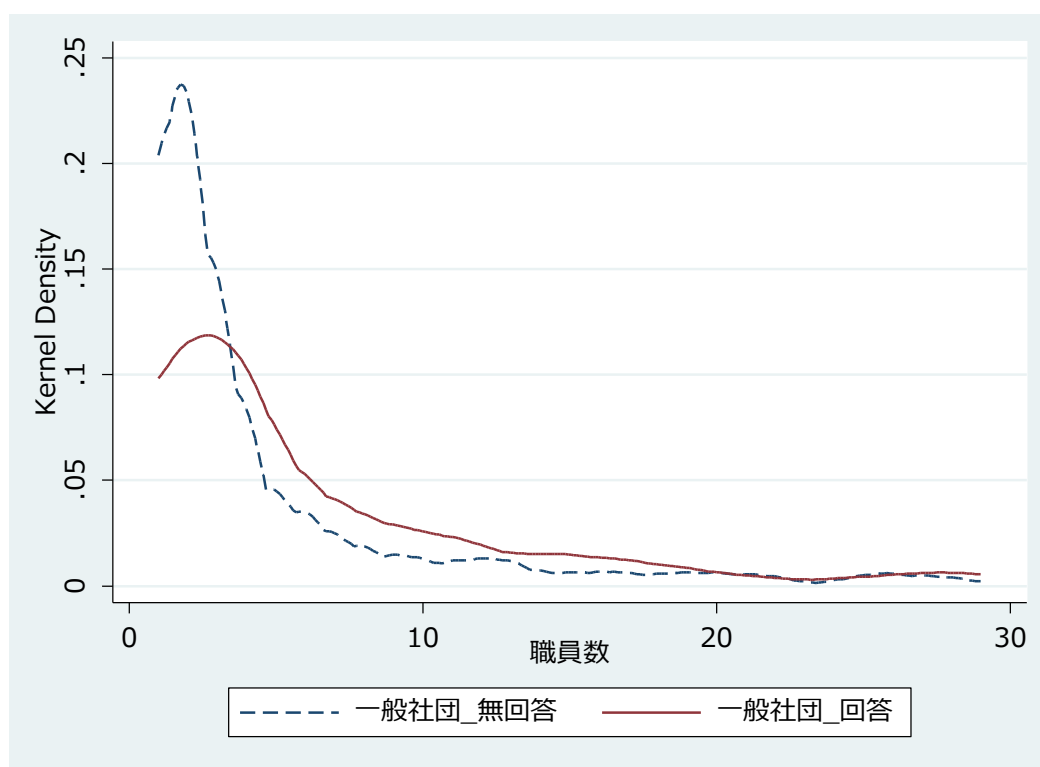
一般社団法人について、アンケート非回答事業者と回答事業者の基本属性（職員数、年間収入合計、年間支出合計、資産額）について、平均値の差の検定を行ったものが付3-図表1である。無回答事業者と回答事業者の年間収入合計、年間支出合計、資産額の平均値は、統計的に有意に異なっていることが確認できる。

付3-図表2と付3-図表3は、職員数と年間収入合計のそれぞれについて、無回答事業者と回答事業者のカーネル密度分布を描いたものである。職員数の平均値については、統計的に有意な差は確認できなかったものの、回答事業者の方が全体的に規模が大きい事が確認できる。無回答事業者と回答事業者の変数ごとの分布の差をKolmogorov-Smirnov検定（両側）によって比較すると、いずれの変数でも統計的に有意に分布が異なっている事が確認できる。

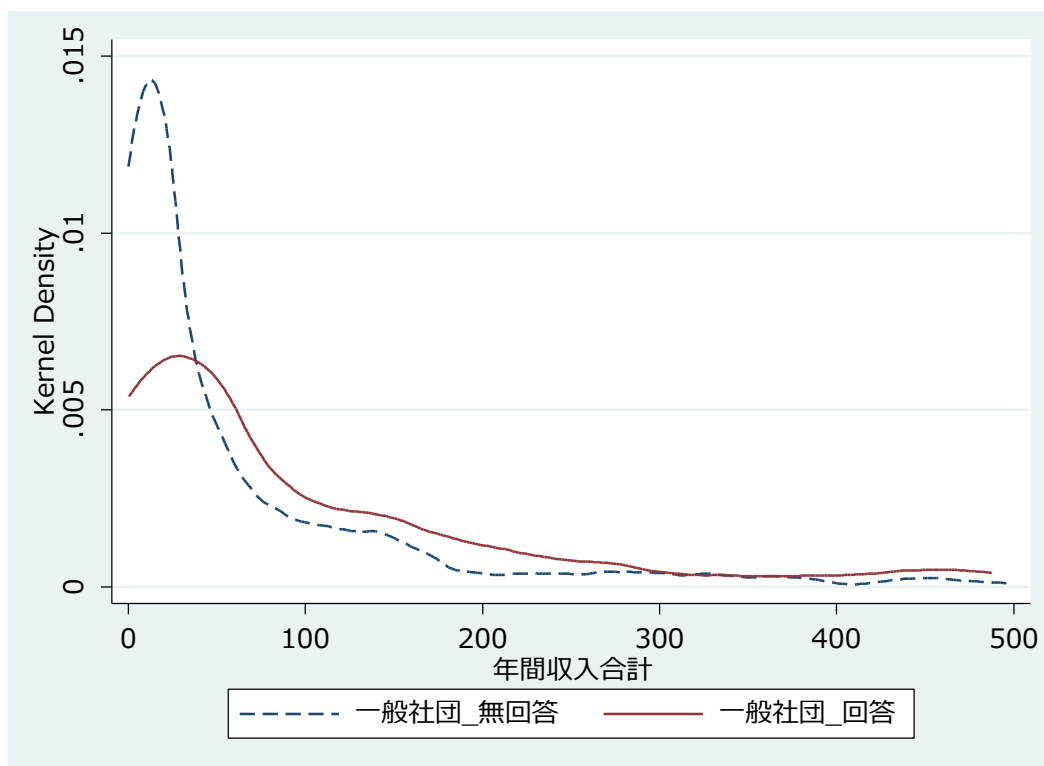
付 3-図表 1 アンケート非回答・回答事業者の基本属性の平均値の差の検定
：一般社団法人

		観測数	平均	標準誤差	t値	p値
職員数 (人)	無回答	663	13.0	2.3	-0.851	0.395
	回答	192	17.2	4.7		
	差分		-4.2	4.9		
年間収入合計 (百万円)	無回答	775	253	43	-2.224	0.026
	回答	208	629	283		
	差分		-376	169		
年間支出合計 (百万円)	無回答	773	254	43	-2.259	0.024
	回答	208	649	298		
	差分		-396	175		
資産額 (百万円)	無回答	772	1,707	1,246	-1.868	0.062
	回答	207	41,790	41,240		
	差分		-40,083	21,461		

付 3-図表 2 職員数に関するカーネル密度関数の比較（一般社団法人）



付 3-図表 3 年間収入合計に関するカーネル密度関数の比較（一般社団法人）



付 3-図表 4 Kolmogorov-Smirnov 検定（両側）の結果（一般社団法人）

	K-S統計値	p値
職員数	0.169	0.000
年間収入合計	0.204	0.000
年間支出合計	0.193	0.000
資産額	0.189	0.000

2. 一般財団法人

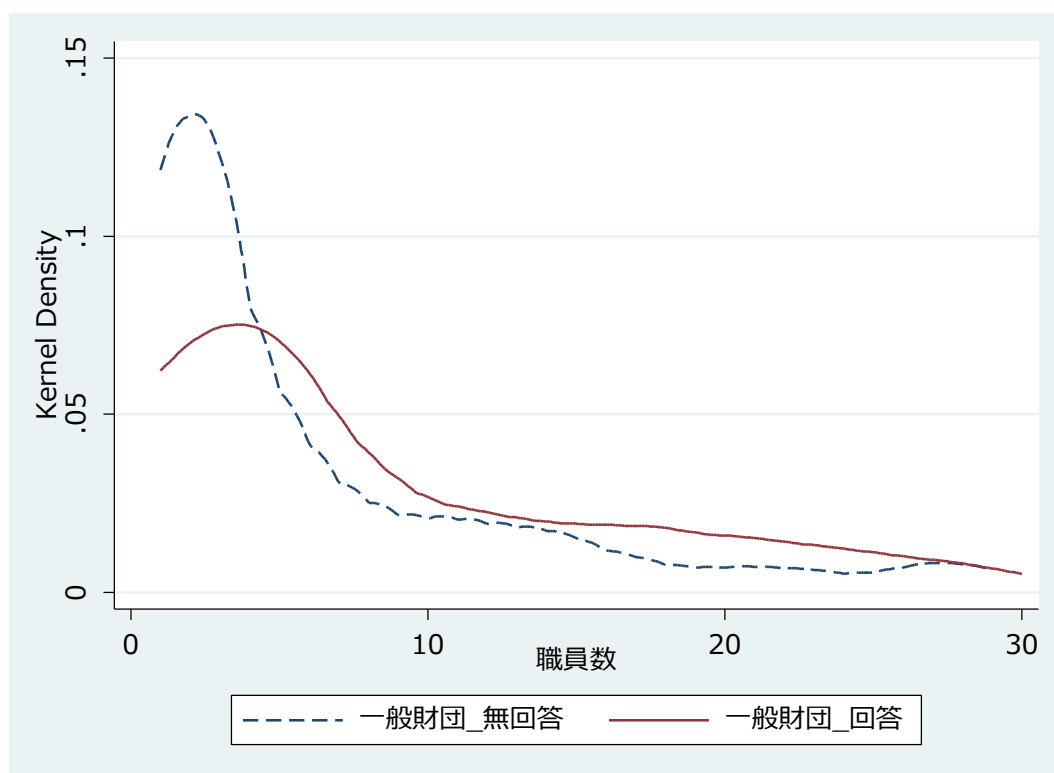
付 3-図表 5 は一般財団法人について各変数の平均値の差を検定したものである。全体的にアンケート回答者が全体的に大きな事業者に偏っている傾向は確認できるが、いずれも統計的に有意な差ではない。

付 3-図表 6 と付 3-図表 7 は職員数と年間収入合計についてのカーネル密度関数を描いたものだが、平均値でみると統計的に有意な差は確認できないものの、アンケート回答事業者の分布は全体的に右に寄っていることが確認できる。実際、付 3-図表 8 の Kolmogorov-Smirnov 検定（両側）の結果をみるとすべての変数で統計的に有意に分布が異なっていることが確認できる。

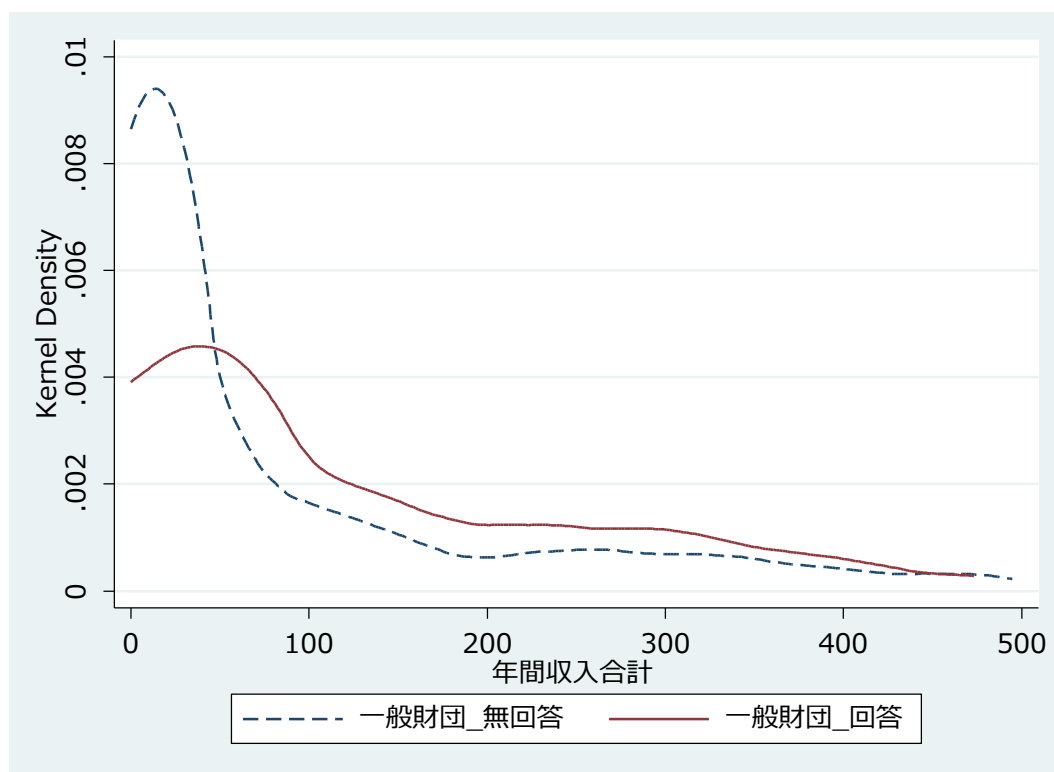
付 3-図表 5 アンケート非回答・回答事業者の基本属性の平均値の差の検定
：一般財団法人

		観測数	平均	標準誤差	t値	p値
職員数 (人)	無回答	609	36.7	5.6	-0.725	0.469
	回答	221	44.7	10.0		
	差分		-8.0	11.1		
年間収入合計 (百万円)	無回答	731	716	114	-0.568	0.570
	回答	240	847	203		
	差分		-131	231		
年間支出合計 (百万円)	無回答	733	708	113	-0.560	0.576
	回答	239	836	197		
	差分		-127	228		
資産額 (百万円)	無回答	738	1,613	271	-1.372	0.170
	回答	241	2,508	781		
	差分		-894	652		

付 3-図表 6 職員数に関するカーネル密度関数の比較（一般財団法人）



付 3-図表 7 年間収入合計に関するカーネル密度関数の比較（一般財団法人）



付 3-図表 8 Kolmogorov-Smirnov 検定（両側）の結果（一般財団法人）

	K-S統計値	p値
職員数	0.139	0.004
年間収入合計	0.187	0.000
年間支出合計	0.198	0.000
資産額	0.147	0.001

3. 公益社団法人

同様の平均値の差の検定を、公益社団法人について行ったものが付 3-図表 9 である。

公益社団法人については、職員数については 10%水準で統計的に有意な差が確認できるが、その他の変数については有意な差は確認できない。

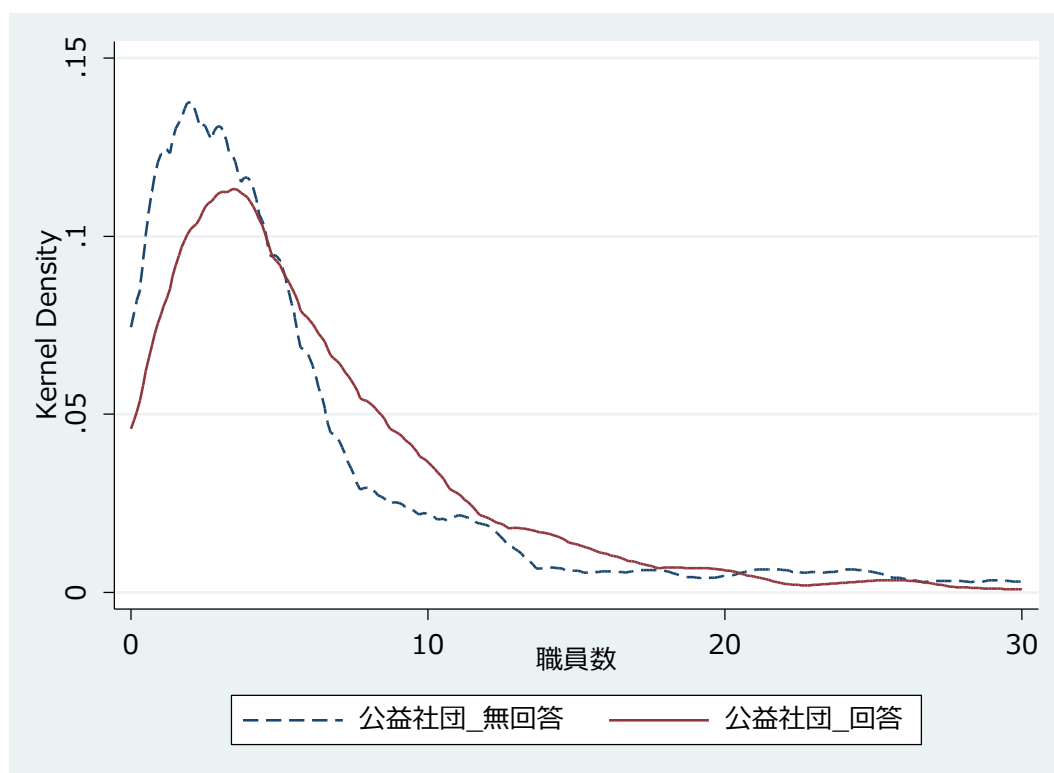
しかしながら、職員数と公益目的事業収入額のカーネル密度分布をみると（付 3-図表 10・付 3-図表 11）アンケート回答事業者の分布は全体的に右に偏っていることが確認できる。実際、付 3-図表 12 の Kolmogorov-Smirnov 検定（両側）の結果をみると、資産額を除くすべての変数で統計的に有意に分布が異なっていることが確認できる。

付 3-図表 9 アンケート非回答・回答事業者の基本属性の平均値の差の検定

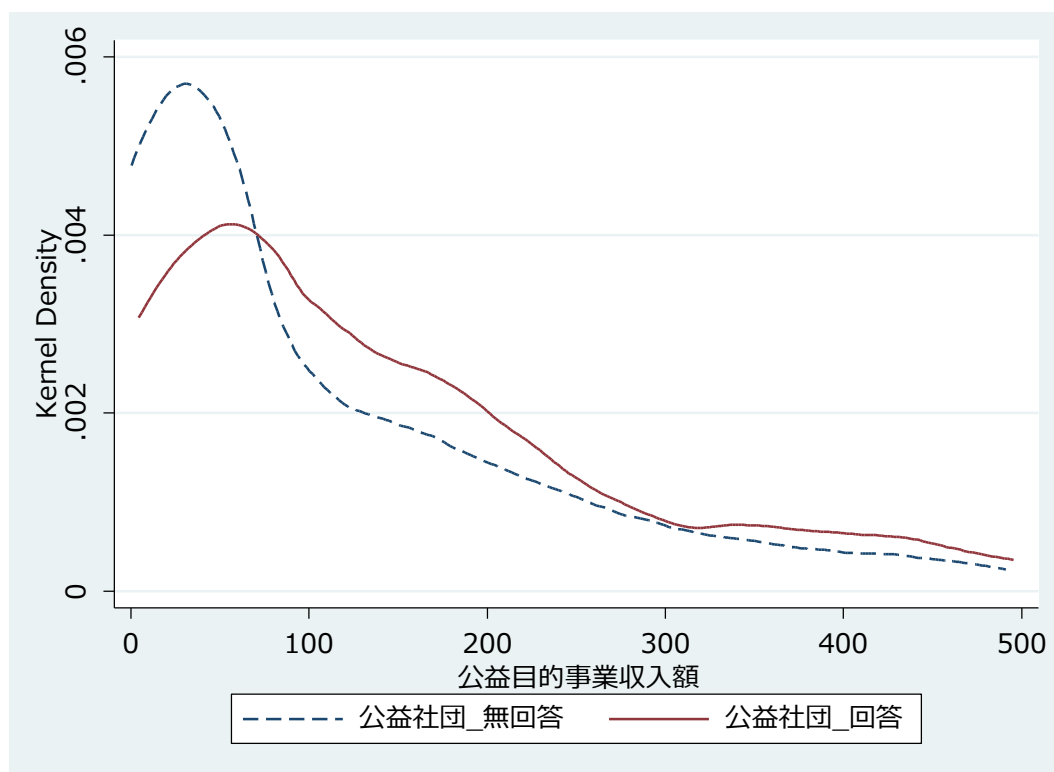
: 公益社団法人

		観測数	平均	標準誤差	t値	p値
職員数 (人)	無回答	608	18.3	4.3	1.653	0.099
	回答	392	9.3	0.8		
	差分		14.8	2.7		
公益目的事業収入額 (百万円)	無回答	364	493	171	1.282	0.200
	回答	252	228	20		
	差分		265	207		
公益目的事業費用額 (百万円)	無回答	364	493	171	1.282	0.200
	回答	252	228	20		
	差分		265	207		
資産額 (百万円)	無回答	364	1,017	353	1.019	0.308
	回答	252	536	249		
	差分		482	472		

付 3-図表 10 職員数に関するカーネル密度関数の比較（公益社団法人）



付 3-図表 11 公益目的事業収入額に関するカーネル密度関数の比較（公益社団法人）



付 3-図表 12 Kolmogorov-Smirnov 検定（両側）の結果（公益社団法人）

	K-S統計値	p値
職員数	0.105	0.010
公益目的事業収入額	0.171	0.000
公益目的事業費用額	0.171	0.000
資産額	0.098	0.117

4. 公益財団法人

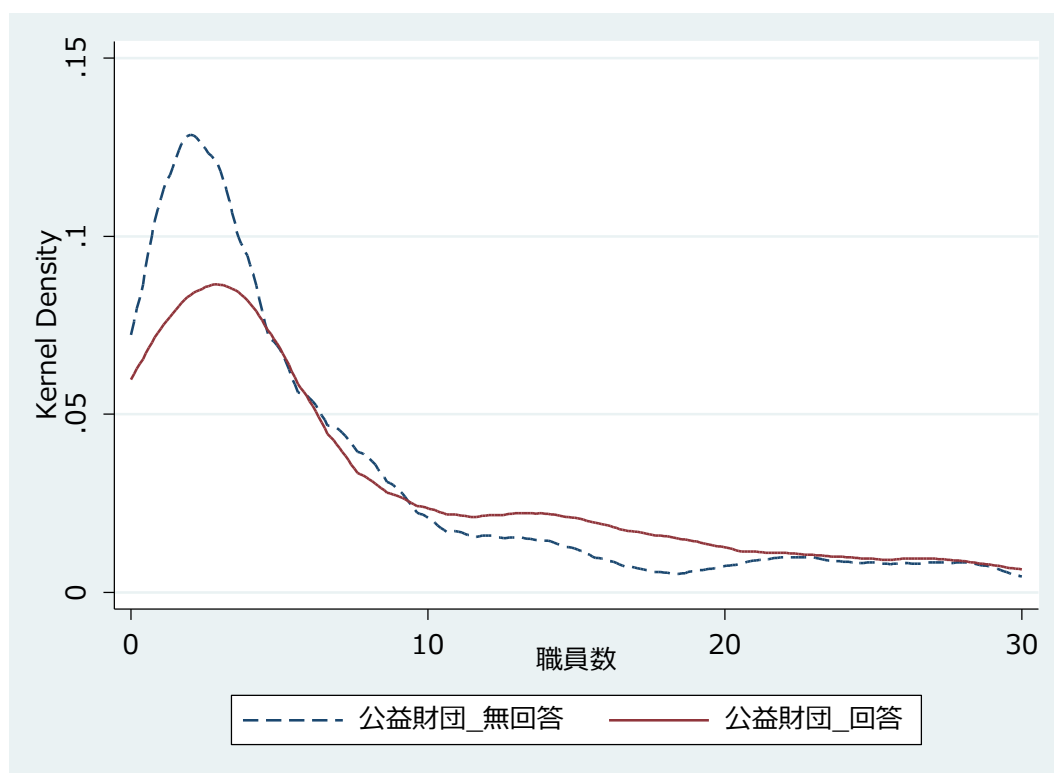
公益財団法人の各変数の平均値の差をみると、すべて統計的に有意ではない。

しかしながら、他のケースと同様にカーネル密度関数を描くと、回答事業者の分布は全体的に右に偏っており（付 3-図表 14・付 3-図表 15）、Kolmogorov-Smirnov 検定（両側）の結果（付 3-図表 16）をみると、資産額を除いて分布が有意に異なっている事が確認できる。

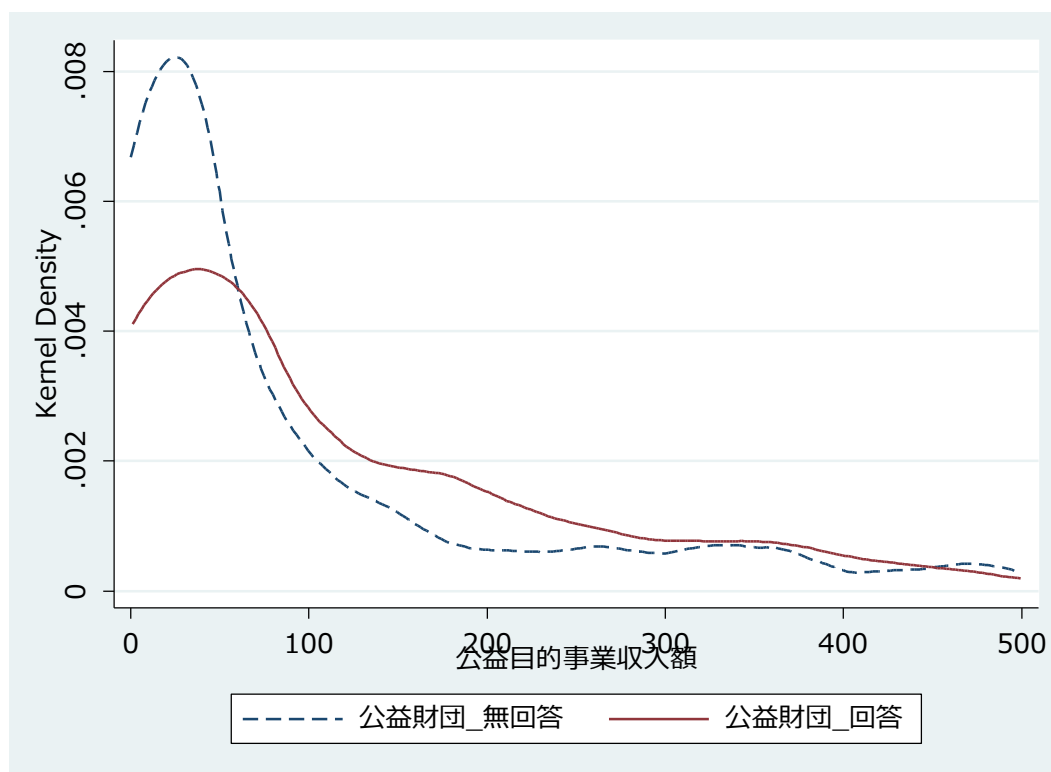
付3-図表 13 アンケート非回答・回答事業者の基本属性の平均値の差の検定
：公益財団法人

		観測数	平均	標準誤差	t値	p値
職員数 (人)	無回答	569	37.3	4.4	1.560	0.119
	回答	431	27.9	3.8		
	差分		9.4	6.0		
公益目的事業収入額 (百万円)	無回答	363	466	65	-0.596	0.551
	回答	281	534	98		
	差分		-68	114		
公益目的事業費用額 (百万円)	無回答	363	466	65	-0.596	0.551
	回答	281	534	98		
	差分		-68	114		
資産額 (百万円)	無回答	363	2,428	301	0.441	0.659
	回答	281	2,239	293		
	差分		189	428		

付3-図表 14 職員数に関するカーネル密度関数の比較（公益財団法人）



付 3-図表 15 公益目的事業収入額に関するカーネル密度関数の比較（公益財団法人）



付 3-図表 16 Kolmogorov-Smirnov 検定（両側）の結果（公益財団法人）

	K-S統計値	p値
職員数	0.082	0.076
年間収入合計	0.109	0.047
年間支出合計	0.109	0.047
資産額	0.075	0.343

5. 営利法人

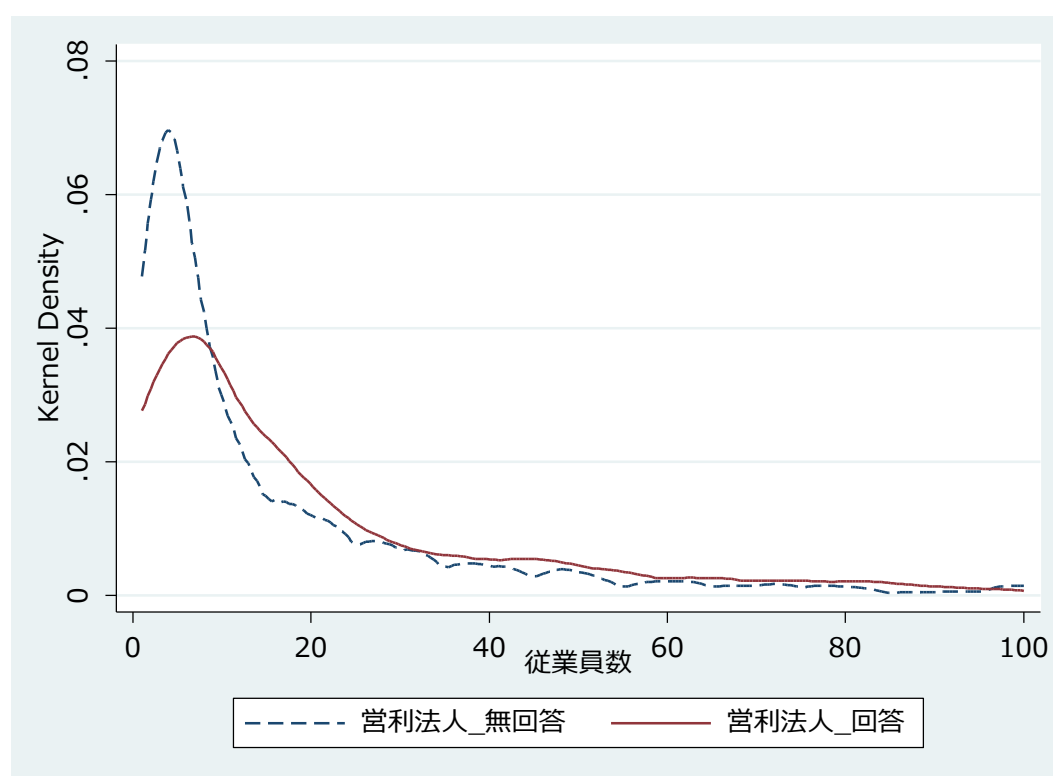
営利法人について同様の平均値の差の検定を行ったものが付 3-図表 17 である。従業員数については、非回答事業者と回答事業者の平均値が有意に異なっており、回答事業者の方が全体的に大規模である。売上高については、統計的に有意な差は確認されない。

しかしながらカーネル密度分布を描くと（付 3-図表 18・付 3-図表 19）、従業員数も売上高も全体的に回答事業の方が分布が右に偏っていることが確認できる。Kolmogorov-Smirnov 検定（両側）の結果（付 3-図表 20）をみても、両変数の分布が有意に異なっている事が確認できる。

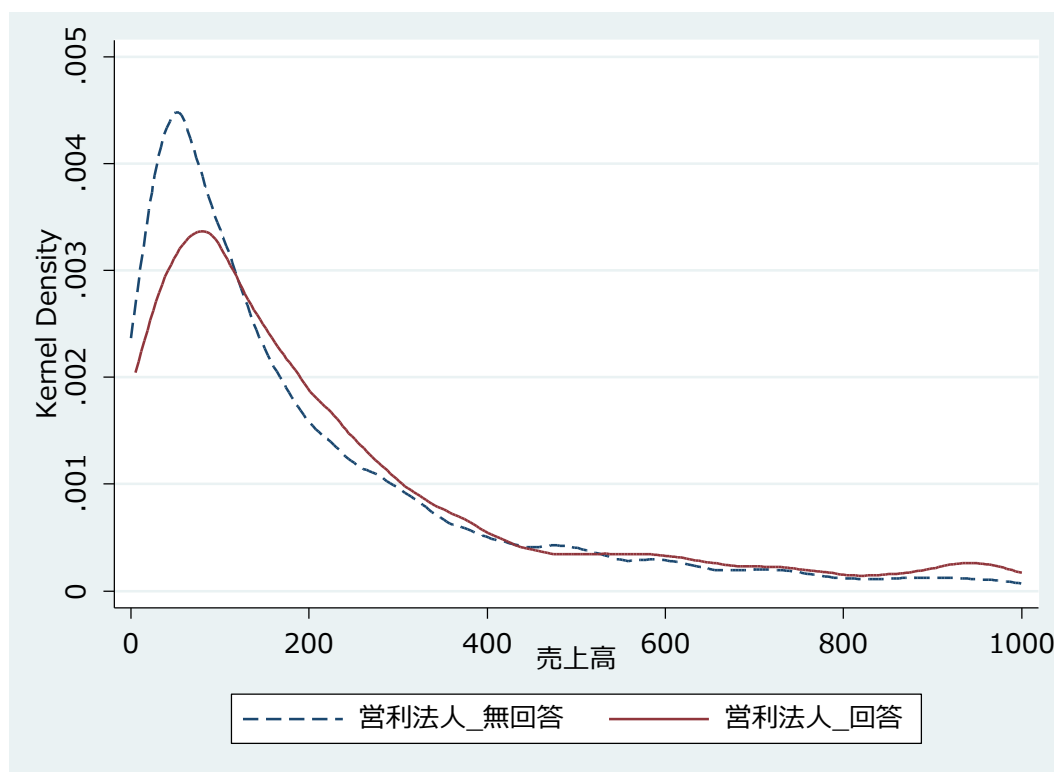
付 3-図表 17 アンケート非回答・回答事業者の基本属性の平均値の差の検定：営利法人

		観測数	平均	標準誤差	t値	p値
従業員数 (人)	無回答	5334	24.6	0.9	-2.868	0.004
	回答	648	33.9	5.1		
	差分		-9.3	3.2		
売上高 (百万円)	無回答	5301	471	28	0.238	0.812
	回答	642	451	61		
	差分		20	84		

付 3-図表 18 従業員数に関するカーネル密度関数の比較（営利法人）



付 3-図表 19 売上高に関するカーネル密度関数の比較（営利法人）



付 3-図表 20 Kolmogorov-Smirnov 検定（両側）の結果（営利法人）

	K-S統計値	p値
従業員数	0.154	0.000
売上高	0.081	0.001

6. ウェイトバック推計について

以上から、平均値の差の検定を行う限りでは、必ずしも多くの変数で統計的に有意な差が確認されるわけではないが、アンケート回答事業者は全体的に大規模であり、分布も統計的に有意に異なっていることが確認されたため、社会的事業者の規模推計を行うにあたっては、ウェイトバック推計を行った。なお特定非営利活動法人については、回答事業者と無回答事業者の差が確認できないため、ウェイトバック推計は行わなかった。

